



第93期 定時株主総会 招集ご通知

2017年3月1日から2018年2月28日まで

- 株主総会参考書類
招集ご通知添付書類
- 事業報告
 - 連結計算書類
 - 計算書類
 - 監査報告

開催情報

日時：2018年5月23日（水曜日）

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所：千葉市美浜区中瀬2丁目1番地
幕張メッセ国際展示場5ホール

招集ご通知が、もっと身近に、スマホでも！



スマートフォン・パソコン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。
<http://p.sokai.jp/8267/>



イオン株式会社

証券コード：8267

2018年4月27日

株主の皆さまへ

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオン株式会社

取締役
代表執行役社長 岡田元也

第93期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日ご出席いただけない場合は、郵送またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2018年5月22日(火曜日)午後6時まで議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年5月23日(水曜日)午前10時
2. 場 所 千葉市美浜区中瀬2丁目1番地 幕張メッセ国際展示場5ホール
3. 目的事項
【報告事項】 1. 第93期(2017年3月1日から2018年2月28日まで) 事業報告、
連結計算書類ならびに計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
【決議事項】
第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 当社株式の大量取得行為に関わる対応方針(買収防衛策)継続の件

以 上

■事業報告、連結計算書類、計算書類に表示すべき事項の一部につきましては、法令および定款の規定に基づき、下記の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、会計監査人が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載しています。また、監査委員会が監査した事業報告、連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している書類となります。

■事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

■本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトを開示いたしました。

当社ウェブサイト (<http://www.aeon.info/>)

議決権行使に関するお願い

A 当日ご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B 郵送による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入の上、2018年5月22日(火曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。

C インターネット等による議決権の行使の場合



63頁をご参照の上、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、2018年5月22日(火曜日)午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

■インターネットと郵送の両方で議決権行使をされた場合は後に到着したものを、同一の日に到着した場合はインターネットを有効とします。

【イオン歴史館のご案内】

イオン本社ビルの低層棟2階にあるイオン歴史館を株主総会当日の2018年5月23日(水曜日)12:00~15:00まで、株主さまに公開させていただきます。株主総会終了後は、イオンの歴史の中で磨かれ、確立された理念の意義と真髓を伝えるイオン歴史館に是非お立ち寄りください。

【イオンモール幕張新都心のご案内】

株主総会開催当日、株主総会会場の近隣にある「イオンモール幕張新都心」において、株主さまにお買い物を通じて、イオンをよりご理解いただける催し物を開催予定です。当日の催し物に関しては、「グランドモール」の1階「イオンコート」でご案内予定ですので、是非お立ち寄りください。なお、当日、「イオンモール幕張新都心」の駐車場は無料でご利用いただけます。

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございませんので予めご了承ください。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(添付書類)	
事業報告	31
連結計算書類	
連結貸借対照表	53
連結損益計算書	54
計算書類	
貸借対照表	55
損益計算書	56
監査報告	
会計監査人の連結計算書類に係る監査報告	57
監査委員会の連結計算書類に係る監査報告	58
会計監査人の監査報告	59
監査委員会の監査報告	60
ご参考	
本株主総会終了後の各委員会委員および執行役	62
インターネット等による議決権行使のご案内	63
株主優待制度のご案内	65
株主メモ	66

※事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」「会社の体制および方針(業務の適正を確保するための体制及び運用状況等)」「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」は法令および当社定款の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので本招集ご通知添付書類には記載していません。

議案および参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役9名全員は任期満了となります。つきましては指名委員会の決定に基づき取締役9名の選任をお願いするものです。なお、取締役候補者9名のうち過半数の5名が社外取締役候補者であり、いずれの社外取締役候補者も東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしています。また、当社は、下記の事項を取締役の資格要件として定めており、取締役候補者全員は、これらの要件を満たしています。

【社内取締役の選任基準】

1. 取締役としてふさわしい人格・識見を有すること。
2. 当社およびグループの業務に関し十分な経験と知識を有すること、経営判断能力および経営執行能力にすぐれていること。
3. 当社およびグループの基本方針・戦略立案・経営執行に責任を持ち、取締役会への説明責任を果たすことのできる当社の執行役、または子会社社長・社長である者とする。但し、執行役を兼務しない社内取締役を選任する際は、この限りではない。

【社外取締役の選任基準】

1. 当社の基本理念・行動規範等の考え方を共有いただけること。
2. 最高経営責任者等経営者としての豊かな経験、もしくはそれに準ずる経験・知見を有すること。
3. 当社の経営陣から独立した判断を下すことができること。
4. 当社の取締役会および担当委員会におおよその出席が可能なこと。

※社外取締役に關しては、上記事項に加え、以下に掲げる独立性基準を満たす人物とする。

【社外取締役の独立性基準】

当社の社外取締役は、独立性を保つため、以下に定める要件を満たした者とする。

1. 現在および過去10年間、当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人（以下、業務執行者という）ではない者。
2. 本人が、現在または過去3年間において、以下にあげる者に該当しないこと。
 - (1) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）、またはその業務執行者。
 - (2) 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員。

- (3) 当社の主要な借入先(連結総資産の2%を超える金額の借入先)の業務執行者。
- (4) 当社の主要な取引先(当社グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上の2%を超える金額の取引先)の業務執行者。
- (5) 弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタントであって、当社グループより役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者。
- (6) 非営利団体に対する当社グループからの寄付金が、1,000万円を超え、かつ当該団体の総収入もしくは経常利益の2%を超える金額の団体の業務執行者。
- (7) 上記1および(1)~(6)の配偶者または2親等以内の親族。

※但し、上記(1)~(7)のいずれかの項目に該当する場合でも、当該人物の人格、識見等に照らし、実質的に独立性を有すると判断した場合には、その理由を対外的に説明することを条件に、社外取締役候補者とすることができるものとする。

■取締役候補者の一覧

候補者番号	氏名	当社における地位および担当(※1)	第93期の取締役会への出席状況
1	横尾博	取締役 取締役会議長 再任 非執行	100% (7回/7回)
2	岡田元也	取締役 指名委員 報酬委員 代表執行役社長グループCEO 再任	100% (7回/7回)
3	森美樹	取締役 代表執行役副社長グループCOO 再任	100% (7回/7回)
4	山下昭典	取締役 執行役副社長 財務・経営管理担当 再任	100% (7回/7回)
5	内永ゆか子	取締役 指名委員会議長 監査委員 再任 社外 ・ 独立	100% (7回/7回)
6	長島徹	取締役 報酬委員会議長 監査委員 再任 社外 ・ 独立	100% (7回/7回)
7	塚本隆史	取締役 指名委員 報酬委員 再任 社外 ・ 独立	100% (6回/6回)(※2)
8	大野恒太郎	取締役 指名委員 監査委員 再任 社外 ・ 独立	100% (6回/6回)(※2)
9	ピーターチャイルド	新任 社外 ・ 独立	-

※1 取締役候補者の地位および担当は、招集ご通知発送時のものです。

※2 塚本隆史および大野恒太郎の両氏の出席状況は、2017年5月24日の取締役就任以降の出席状況です。

社外・・・社外取締役候補者 独立・・・東京証券取引所に届出予定の独立役員

非執行・・・社内取締役(社外取締役以外の取締役)のうち、当社または当社の子会社の執行役、執行役員、使用人(従業員)または業務執行取締役を兼務しない非業務執行取締役候補者

1 よこ お ひろし 横尾 博

再任

非業務執行取締役候補者

生年月日	1950年12月27日	所有する当社の株式数	15,800株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1974年 4 月 当社入社 1989年 4 月 ミニストップ株式会社取締役 2000年 5 月 同社代表取締役社長 2008年 5 月 同社取締役会長 2008年 8 月 当社執行役 戦略的小型店事業最高経営責任者 2010年 3 月 当社執行役 戦略的小型店事業最高経営責任者兼グループ商品・商品改革最高責任者 2014年 5 月 当社取締役兼取締役会議長(現任) (重要な兼職) 株式会社やまや社外取締役		
特別の利害関係	横尾 博氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

2 おか だ もとや 岡田 元也

再任

生年月日	1951年 6 月17日	所有する当社の株式数	2,502,596株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1979年 3 月 当社入社 1990年 5 月 当社取締役 1997年 6 月 当社代表取締役社長 2003年 5 月 当社取締役兼代表執行役社長 2012年 3 月 当社取締役兼代表執行役社長 グループCEO(現任) (重要な兼職) イオンモール株式会社取締役相談役 イオンリテール株式会社取締役相談役 株式会社ダイエー取締役相談役 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社取締役相談役 ウエルシアホールディングス株式会社取締役 株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役 株式会社クスリのアオキホールディングス社外取締役		
特別の利害関係	岡田元也氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

3 もり よしき 森 美樹

再任

生年月日	1950年 9月16日	所有する当社の株式数	30,900株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1973年 3月 当社入社 1984年 5月 日本クレジットサービス株式会社(現 イオンフィナンシャルサービス株式会社) 取締役 1995年 5月 同社代表取締役社長 2003年 5月 当社取締役 2007年 4月 当社取締役兼総合金融事業EC議長 2008年 8月 当社取締役兼執行役 総合金融事業最高経営責任者 2010年 3月 当社取締役兼代表執行役副社長 総合金融事業共同最高経営責任者 2012年 3月 当社取締役兼代表執行役副社長 グループCOO兼総合金融事業共同最高経営責任者 2013年 3月 当社取締役兼代表執行役副社長 グループCOO兼グループ財務最高責任者 2017年 3月 当社取締役兼代表執行役副社長 グループCOO(現任) (重要な兼職) 株式会社ダイエー代表取締役会長 イオン九州株式会社代表取締役会長		
特別の利害関係	森 美樹氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

4 やました あきのり 山下 昭典

再任

生年月日	1954年 1月 1日	所有する当社の株式数	15,630株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1977年 4月 当社入社 2004年 5月 当社執行役 2007年 5月 株式会社ダイエー常務取締役 2013年 9月 当社執行役グループ財務責任者 2014年 3月 当社専務執行役総合金融事業最高経営責任者兼グループ電子マネー事業責任者 2014年 6月 イオンフィナンシャルサービス株式会社代表取締役社長 2014年 6月 株式会社イオン銀行取締役 2016年 3月 当社執行役副社長財務担当 2016年 3月 イオンリテール株式会社代表取締役会長 2016年 5月 当社取締役兼執行役副社長財務担当 2017年 3月 当社取締役兼執行役副社長財務・経営管理担当(現任)		
特別の利害関係	山下昭典氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

5 うちなが ゆかこ 内永 ゆか子

再任

社外取締役就任年数 5年

社外取締役候補者

独立役員
候補者

生年月日	1946年 7月 5日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<p>1971年 7月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1995年 4月 同社取締役 2000年 4月 同社常務取締役 2004年 4月 同社取締役専務執行役員 2007年 4月 同社技術顧問 2007年 4月 特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベティブ・ネットワーク理事長(現任) 2007年 6月 株式会社ベネッセコーポレーション取締役 2008年 4月 同社取締役副会長 2008年 4月 ベルリッツ コーポレーション代表取締役会長兼社長兼CEO 2008年 6月 ソニー株式会社社外取締役 2009年10月 株式会社ベネッセホールディングス取締役副社長 2013年 4月 ベルリッツ コーポレーション名誉会長 2013年 5月 当社社外取締役(現任) 2013年 6月 HOYA株式会社社外取締役(現任) 2013年 9月 株式会社グローバリゼーションリサーチインスティテュート代表取締役社長(現任) 2014年 3月 DIC株式会社社外取締役(現任) 2014年 4月 一般社団法人ジャパンダイバーシティネットワーク代表理事(現任) (重要な兼職) 特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベティブ・ネットワーク理事長 一般社団法人ジャパンダイバーシティネットワーク代表理事 株式会社グローバリゼーションリサーチインスティテュート代表取締役社長 HOYA株式会社社外取締役 DIC株式会社社外取締役</p>		
社外取締役候補者とした理由	<p>内永ゆか子氏は、IT企業での幅広い経験や専門性に加え、ダイバーシティ(多様性)に対する深い造詣を有しておられ、健全かつ効率的な経営の推進についてご指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。</p>		
特別の利害関係	<p>内永ゆか子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>		

6 ながしま **長島** とおる **徹**

再任

社外取締役就任年数 2年

社外取締役候補者

独立役員
候補者

生年月日	1943年 1 月 2 日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<p>1965年 4 月 帝人株式会社入社 2000年 6 月 同社取締役 2001年 6 月 同社常務取締役 2001年11月 同社代表取締役社長COO 2002年 6 月 同社代表取締役社長CEO 2008年 6 月 同社取締役会長 2011年 6 月 積水化学工業株式会社社外取締役 2013年 3 月 花王株式会社社外取締役 2013年 6 月 帝人株式会社相談役 2015年 8 月 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事(現任) 2016年 5 月 当社社外取締役(現任) 2016年 6 月 ダイキン工業株式会社社外監査役(現任) 2018年 4 月 帝人株式会社名誉顧問(現任)</p> <p>(重要な兼職) 帝人株式会社名誉顧問 ダイキン工業株式会社社外監査役 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事</p>		
社外取締役候補者とした理由	<p>長島 徹氏はグローバルな企業経営における豊富な経験および幅広い見識等を有しておられ、当社のグローバル経営の推進やコーポレートガバナンスの向上についてご指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。</p>		
特別の利害関係	<p>長島 徹氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>		

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

参考

7 つかもと たかし 塚本 隆史

再任

社外取締役就任年数 1年

社外取締役候補者

独立役員
候補者

生年月日	1950年 8 月 2 日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<p>1974年 4 月 株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 2002年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行(現 株式会社みずほ銀行) 執行役員 2003年 3 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常務執行役員 2004年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員 2006年 3 月 同行常務取締役 2007年 4 月 同行取締役副頭取 2008年 4 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員 2008年 6 月 同社取締役副社長 2009年 4 月 同社取締役社長 2011年 6 月 同社取締役会長、株式会社みずほ銀行取締役頭取 2013年 7 月 株式会社みずほ銀行取締役会長 2014年 4 月 みずほフィナンシャルグループ常任顧問 2016年 6 月 一般社団法人日英協会理事長(現任) 2016年 7 月 朝日生命保険相互会社社外取締役(現任) 2017年 4 月 みずほフィナンシャルグループ名誉顧問(現任) 2017年 5 月 当社社外取締役(現任) 2017年 6 月 古河電気工業株式会社社外監査役(現任) 2017年 6 月 株式会社インターネットイニシアティブ社外取締役(現任) (重要な兼職) みずほフィナンシャルグループ名誉顧問 朝日生命保険相互会社社外取締役 古河電気工業株式会社社外監査役 株式会社インターネットイニシアティブ社外取締役 一般社団法人日英協会理事長</p>		
社外取締役候補者とした理由	<p>塚本隆史氏は大手金融機関の経営者を務め、金融・財務分野において国際的に活躍し、経営全般について高い見識と豊富な経験を有しておられ、経営全般の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンスの向上のため、社外取締役として選任をお願いするものです。</p>		
特別の利害関係	<p>塚本隆史氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>		

8 おおの こうたろう 大野 恒太郎

再任

社外取締役就任年数 1年

社外取締役候補者

独立役員
候補者

生年月日	1952年 4月 1日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	<p>1976年 4月 東京地方検察庁検事任官 2001年12月 内閣司法制度改革推進本部事務局次長 2005年 8月 最高検察庁総務部長 2007年 7月 法務省刑事局長 2009年 7月 法務事務次官 2011年 8月 仙台高等検察庁検事長 2012年 7月 東京高等検察庁検事長 2014年 7月 検事総長 2016年 9月 退官 2016年11月 森・濱田松本法律事務所客員弁護士(現任) 2017年 5月 当社社外取締役(現任) 2017年 6月 公益財団法人国際民商事法センター理事長(現任) 2017年 6月 株式会社小松製作所社外監査役(現任) 2017年 6月 伊藤忠商事株式会社社外監査役(現任) (重要な兼職) 森・濱田松本法律事務所客員弁護士 株式会社小松製作所社外監査役 伊藤忠商事株式会社社外監査役 公益財団法人国際民商事法センター理事長</p>		
社外取締役候補者 とした理由	<p>大野恒太郎氏は、法務事務次官、検事長・検事総長を歴任された弁護士として、法律・コンプライアンスに関する豊富な経験・見識を有しておられ、コンプライアンス経営の推進にあたりご指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。</p>		
特別の利害関係	<p>大野恒太郎氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>		

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

参考

9 ピーターチャイルド 新任

社外取締役候補者

独立役員
候補者

生年月日	1958年 3月25日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	<p>1976年 9月 英国原子力公社入社</p> <p>1980年 6月 ミシュラン入社</p> <p>1984年 1月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 ロンドン支社</p> <p>1987年 8月 同社ロサンゼルス支社マネージャー</p> <p>1988年 8月 同社ロンドン支社パートナー</p> <p>1990年 8月 同社パリ支社シニアパートナー</p> <p>2007年 4月 同社ロンドン支社シニアパートナー</p> <p>2015年 3月 同社香港支社シニアパートナー</p>		
社外取締役候補者 とした理由	<p>ピーター チャイルド氏は、マッキンゼー・アンド・カンパニーにおいて、消費財および小売グループのリーダーを務めるなど、リテール分野に関する専門的な知見を有しておられ、当社のグローバル経営の推進にあたりご指導いただくため社外取締役として選任をお願いするものです。</p>		
特別の利害関係	<p>ピーター チャイルド氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>		

- (注1) 社外取締役就任年数は、本定時株主総会終結時の年数になります。
- (注2) 当社では、3頁に記載のとおり社内取締役の選任基準を定めています。横尾 博、岡田元也、森 美樹、山下昭典の各氏は、略歴等に記載のとおり、グループの業務に関して十分な経験と知識を有しているとともに、同基準の全ての要件を満たしているため候補者としています。
- (注3) 内永ゆか子氏が理事長を兼職する特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノバイティブ・ネットワークの会員企業に当社は登録していますが、当社からの会費その他の支払額は連結の販売費および一般管理費の0.01%未満かつ1,000万円未満であります。
- (注4) 塚本隆史氏は2002年～2013年まで株式会社みずほ銀行の執行役員、常務、取締役頭取を歴任してこられました。2013年の同行退任後4年以上経過しており、現在は同行の業務執行に携わっておりません。また、同行は当社の複数ある主な借入先のひとつではありませんが、当社の意思決定に著しい影響を与える取引先ではありません。直近事業年度末時点における当社の同行からの借入額は、連結総資産の2%未満であります。
- (注5) 大野恒太郎氏が理事長を兼職する公益財団法人国際民商事法センターの法人会員に当社は登録しています。また、同氏が客員弁護士として所属する森・濱田松本法律事務所と当社の間には、取引がありますが、当社からの支払額は、いずれも連結の販売費および一般管理費の0.01%未満かつ1,000万円未満であります。
- (注6) ピーター チャイルド氏は、マッキンゼー・アンド・カンパニーの各支社でシニアパートナー等を歴任してこられ、当社は、同社と取引がありますが、当社からの支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.01%未満であります。
- (注7) 当社は、社外取締役の内永ゆか子、長島 徹、塚本隆史、大野恒太郎の各氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、金1,500万円または法令の定める額のいずれか高い金額を限度とし、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しています。また、本議案が承認された場合、選任された社外取締役の各氏と同契約を締結する予定です。

第2号議案 当社株式の大量取得行為に関わる対応方針(買収防衛策)継続の件

当社は、2015年5月27日の第90期定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関わる対応方針(買収防衛策)」(以下、「現防衛策」といいます。)について、株主の皆さまのご承認をいただき継続導入しました。現防衛策の有効期間は、2018年5月23日に開催予定の当社定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)終結時までであることから、当社では、ご承認いただいた後の諸般の状況を踏まえつつ、継続の是非を含めその在り方について検討を進めてまいりました。その結果、2018年4月11日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆さまのご承認が得られることを条件に、現防衛策を継続することを決議しました。(以下、継続後の対応方針を「本件方針」といいます。)

なお、当該取締役会には社外取締役5名を含む当社取締役9名全員が出席し、本件方針の内容および本定時株主総会への付議につき全員一致により決定しました。ただし、現時点におきましては、大量株式取得者(以下に定義されます。)は現れていません。

今般本定時株主総会に提案させていただく本件方針は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大量株式取得」といい、大量株式取得を行いまは行おうとする者を「大量株式取得者」といいます。)に関する対応方針であり、その内容は下記のとおりであります。

記

1. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容およびその実現に資する取り組み

当社およびグループ各社(以下、本項において「イオン」といいます。)は、お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献するという不変の理念を堅持しながら、「お客さま第一」の実践を通じて企業価値の向上を実現してまいりました。また、小売業を中心に地域の皆さまと密接な関係を築きながら、より豊かな未来の実現に向けて、上場子会社24社を含むグループ323社が一体となって取り組んでおり、小売業ならではの柔軟で革新的なサービスを提供する銀行のほか、商業専門ディベロッパー、サービス等の多様な事業を、アジアを中心に国内外で約2万店舗、展開しています。

このような広範かつ複合的な事業展開がグループ全体の企業価値向上に資する一方で、オーナーシップの著しい変更は、グループへ与える影響が大きく、同時に地域社会への影響も懸念され慎重な対応が求められます。

こうした観点から当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、その内容や企業価値の源泉を十

分に理解し、企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を維持、向上することを可能とする者であることが望まれます。

現在も金融商品取引法によって、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされていますが、株主の皆さまへの十分な情報提供や検討期間の確保等の点で有効に機能しないことも考えられ、短期的な利益追求や企業価値を毀損しかねない大量株式取得行為に対する必要かつ相当な手段として本件方針を継続すべきであると考えております。

① 当社が目指す企業の在り方

イオンは、不変の基本理念を貫きながら、「絶えず革新し続ける企業集団」として、リスクを恐れず自己変革を重ねてまいりました。イオンの規模、事業領域、展開国や地域が拡大する中、長期的な視野に立った経営を行うために、以下のコーポレートガバナンスにおける基本姿勢を堅持し、「お客さま第一」の実践に努め、企業価値の最大化を追求しています。

<コーポレートガバナンスにおける基本姿勢>

1) お客さま基点、現場主義による価値創造

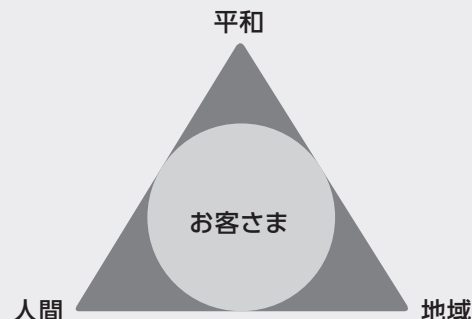
お客さまの幸福感の実現を最大の企業使命として、お客さまとの接点である現場主義を貫き、常にお客さま基点で考えることで、変化するお客さまのニーズに対応した最適な価値創造を追求します。

2) 最大の経営資源である人間の尊重

人間こそが最大の経営資源であるとの信念に基づき、従業員を尊重し、多様性を重視し、教育機会を積極的に提供することで従業員が自己成長に努め、強い絆で結ばれ、お客さまへの貢献を至上の喜びとする従業員で構成された企業を目指します。

イオンの基本理念

お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する。



イオン(AEON)とは、ラテン語で「永遠」をあらわします。私たちの理念の中心は「お客さま」：イオンは、お客さまへの貢献を永遠の使命とし、最もお客さま志向に徹する企業集団です。

「平和」：イオンは、事業の繁栄を通じて、平和を追求し続ける企業集団です。

「人間」：イオンは、人間を尊重し、人間的なつながりを重視する企業集団です。

「地域」：イオンは、地域の暮らしに根ざし、地域社会に貢献し続ける企業集団です。

イオンは基本理念のもと、**絶えず革新し続ける企業集団**として、「**お客さま第一**」を実践してまいります。

3) 地域社会とともに発展する姿勢

地域社会の一員、心を持った企業市民として、同じ地域社会の参加者であるお客さま、従業員、株主、取引先とともに発展し、地域社会の豊かさ、自然環境の持続性、平和に貢献することを目指します。

4) 長期的な視野と絶えざる革新に基づく持続的な成長

お客さま、地域社会の期待に応え続けるために、変化する経営環境に対応するための絶えざる革新に挑戦することで、長期的な視野に立った価値創造を伴う持続的な成長と、グループ全体の継続的な価値向上を志向する経営に努めます。

5) 透明性があり、規律ある経営の追求

お客さま、ステークホルダーとの積極的な対話に努め、評価を真摯に受け止め、常に自らを律することで、透明性と規律がある経営を追求します。

② 成長戦略

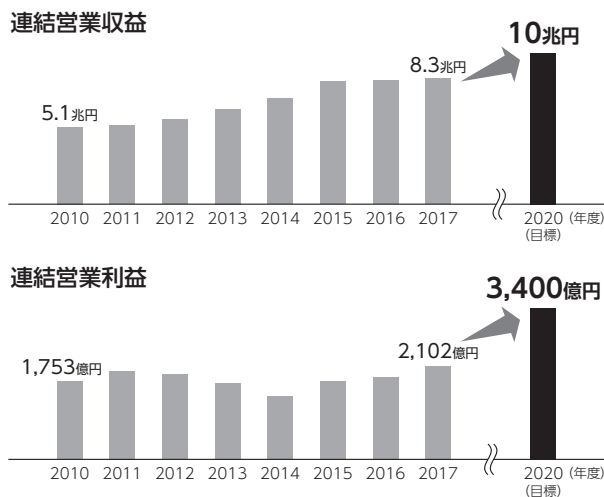
イオンは、アジア各地で責任あるバリューチェーンの構築を進め、連結営業収益8兆円を超えるアジアNo.1のスーパーリージョナルリタイラーへと成長してまいりました。2020年に向けたイオングループ中期経営方針においては、リージョナル(地域)シフト、デジタルシフト、アジアシフトを掲げ、それらシフトへの投資のシフトを推進することで、グループの事業構造を大きく変え、高い収益性を実現する企業グループへと変革を図ってまいります。

同時に、総合スーパーやスーパーマーケット等、小売業を中心に各事業が有機的に連携し、それぞれの地域・領域におけるNo.1企業の集合体を目指します。

③ サステナブル経営

イオンは企業市民としての社会的責任を果たし、企業価値を継続的に高めるために、事業の成長と地域社会の発展を両立するサステナブル経営を推進しています。「イオン サステナビリティ基本方針」のもと、環境課題である「低炭素社会の実現」「生物多様性の保全」「資源環境の促進」や、社会課題である「多様な消費者課題への対応」「公正な事業活動の実践」「人権と多様性を重視した職場づくり」「コミュニティとの協

2020年業績目標



働]を優先課題と位置付け、店舗における省エネ・創エネや廃棄物の削減、お客さまとともにを行う植樹活動や買物袋持参運動、サプライチェーンにおける持続可能な調達、東北復興支援などの取り組みを進めています。また、公益財団法人イオンワンパーセントクラブによる次世代育成や諸外国との友好親善事業、公益財団法人イオン環境財団による植樹活動や環境活動助成事業など、多方面で環境・社会貢献活動に取り組んでいます。

④ コーポレートガバナンス体制

当社は、2003年の商法改正を機に、国内企業ではいち早く「委員会設置会社(現:指名委員会等設置会社)」へ移行し、経営の監督と執行の機能を各々取締役と執行役に明確に分離するガバナンス体制を構築しました。取締役会においては、各界から広く社外取締役を招聘し、メンバー9名のうち過半数の5名を社外取締役とするとともに、指名・報酬・監査の各委員会の議長をすべて社外取締役とすることで、より一層の透明性・公正性の維持・向上と株主利益向上に努めています。また、2008年には、グループマネジメント改革の一環として「グループの新たな成長モデルの構築」「事業構造の再構築」「集中と分権のさらなる強化」を実現するため、純粋持株会社へ移行するなど、継続的に企業価値向上を図る基盤づくりに努めています。

(2) 大量株式取得に関わる対応方針と大量株式取得に際して守るべきルール

当社の株式に対する買収提案がなされた場合、これを受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆さまの判断によるべきものと考えます。しかしながら、買収提案に付された条件や諸般の事情、そして、当社グループの規模、多様性、変化のスピードの速さ等を踏まえると、株主の皆さまが当該買収による株主価値への影響を、法律上認められた時間内で正確に判断されることが容易でない場合もあると想定されます。

当社取締役会としましては、買収提案に対し、当社株主の皆さまが判断に必要な情報と時間を確保できるよう、以下の内容による大量株式取得者による情報提供および当社による対抗措置の発動に関するルール(以下、「本件ルール」といいます。)を引き続き設定することとしました。

2. 本件ルールの内容

当社取締役会が設定する本件ルールとは、①大量株式取得者は当社取締役会に対して大量株式取得に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならない、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後にのみ、大量株式取得者は大量株式取得を開始することができるというものです。

(1) 意向表明書の提出

大量株式取得者が大量株式取得を行おうとする場合には、事前に、当社宛に、本件ルールに従う旨の意向表明書を日本語の書面により提出していただきます(注4)。当該意向表明書には、大量株式取得者の名称、

住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先(注5)、および提案する大量株式取得の概要(大量株式取得者が現に保有する株式数、取得予定の株式数を含みます。)を示していただきます。

(2) 情報提供の要請

当社取締役会は、株主の皆さまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を大量株式取得者から提供していただくため、上記(1)の意向表明書を受領した後5営業日(初日不算入)以内に、回答期限を定めて、当初提供いただくべき情報のリストを大量株式取得者に交付します。本必要情報の具体的内容は、大量株式取得者の属性または大量株式取得の内容によって異なりますが、原則として次の項目を含むものとします。

- ① 大量株式取得者に関する詳細な情報(大量株式取得者の全メンバーの資本構成、財務内容、事業内容、役員の名前および略歴・他の会社役員兼務状況、当社の事業と同種の事業についての経験、他の会社の経営権もしくは事業の取得時に実施した営業上、経営上、労務上の施策等に関する情報を含みます。)
- ② 大量株式取得に至る経緯
- ③ 大量株式取得の目的および内容(取得対価の価額・種類、関連する取引の仕組み、取得方法の適法性等を含みます。)
- ④ 当社株式の取得対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定条件、予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。)
- ⑤ 当社株式の取得資金の詳細な説明(資金の調達方法、関連する取引の仕組み、資金を直接または間接に提供する者もしくは提供する予定の者の名称または氏名を含みます。)
- ⑥ 大量株式取得後において、当社および当社のグループ会社に期待し、または大量株式取得者において計画する経営方針(イオンの理念に対する態度表明を含みます。)、ガバナンス、経営戦略、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、CSRへの取り組み方針等(以下、「買付後経営方針等」といいます。)
- ⑦ 当社およびグループ各社のお客さま、取引先、従業員、地域関係者およびその他のステークホルダーへの対応方針
- ⑧ その他大量株式取得の妥当性、適法性等を当社取締役会および独立委員会が評価・検討するために合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認める場合には、合理的な範囲で、期限を定めて追加的に情報提供を求めます(ただし、最終回答期限は必要かつ十分な情報が提出されない場合においても、意向表明書を受領した日から起算して60日を超えないものとします。)

当社取締役会は、大量株式取得の提案があった事実については速やかに開示します。また、当社取締役会に提出された本必要情報について当社株主の皆さまの判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

当社取締役会は、本件ルール of 透明・公平な運用のために、上記(1)の意向表明書を受領し次第、独立委員会を設置します。

独立委員会は、①当社の社外取締役全員(この中から互選により本委員会の議長を選任します。)および②当社の社外取締役によって意向表明書を受領後原則として10営業日(初日不算入)以内に推薦され取締役会により選任される専門家委員1名以上(原則として弁護士1名および大学教授等の社外の学識経験者1名。ただし、専門家委員選任前であっても、独立委員会としての活動は開始されるものとします。)によって構成されるものとします。

次項(3)に規定される取締役会評価期間が開始する前の独立委員会の主なミッションは、①大量株式取得者から受領した資料が本必要情報として十分なものであるかどうか、②大量株式取得者に対して追加提出要請すべき資料の有無・項目および提出期限、③大量株式取得者の提出資料が不足しているなどの理由から、「大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合」に該当するかどうか、ならびに、新株予約権無償割当て等の対抗措置の内容・要否、その中止の要否、④その他取締役会から意見を求められた事項につき、その意見および理由を当社取締役会に対して提出することです。

当社取締役会は、これらの資料提出状況等を自らも十分に評価・検討するとともに、独立委員会の意見を最大限尊重して、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、決定します。当社取締役会は、この意見とりまとめにあたっては、さらに弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を受けることができるものとします。また、当社株主の皆さまの判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、その間の状況、決定の内容および理由等の全部または、一部を開示します。

(3) 取締役会による検討期間

大量株式取得者は、上記(2)に従った大量株式取得者による当社取締役会に対する本必要情報の提出の完了後、大量株式取得の提案が以下のものに該当する場合には90日間、それ以外の場合には60日間(初日不算入。以下、「取締役会評価期間」といいます。)は、大量株式取得を開始することはできません。

- ① 大量株式取得の対価に株式など、金員以外のものが含まれる場合。
- ② 大量株式取得の対価の支払いが日本円以外の金員により行われる場合。
- ③ 大量株式取得後において、大量株式取得者において計画する経営方針にグループ会社構成・事業構成に関する大幅な変更が含まれている場合。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、まず独立委員会による大量株式取得の評価を求めます。当該独立委員会は、本必要情報の提出を受け、①当該大量株式取得が当社株主全体の利益を損なうかどうかの評価、②大量株式取得者に対して追加提出を求める情報の有無、項目および提出期限、③新株予約権無償割当て等の対抗措置の内容・要否、その中止の要否、④その他取締役会から意見を求められた事項につき、本必要情報を始めとする資料等に基づき総合的に評価・判断し、その意見および理由を当社取締役会に対して提出することとします。

当社取締役会は、提出された本必要情報を自らも十分に評価・検討するとともに、独立委員会の意見を最大限尊重して、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。当社取締役会は、この意見とりまとめにあたっては、さらに弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を受けるものとします。また、必要に応じ、大量株式取得者との間で大量株式取得に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。そして、取締役会評価期間の開始について速やかに開示するとともに、当社株主の皆さまの判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、その間の状況、決定の内容および理由等の全部または一部を開示します。

3. 大量株式取得が行われた場合の対応方針

(1) 大量株式取得者が本件ルールを遵守した場合

大量株式取得者が本件ルールを遵守した場合には、原則として当該大量株式取得に対する対抗措置はとりません。上記2. (3)に記載のとおり、取締役会は、提出された本必要情報を十分に評価・検討し、当該買付提案の評価、代替案の有無・内容等についての独立委員会の意見を最大限尊重して、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。この場合には、大量株式取得者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、取締役会が当該大量株式取得が当社株主全体の利益を著しく損なうもの(注6)と評価した場合、または独立委員会において当該大量株式取得が当社株主全体の利益を著しく損なうものと評価された場合には当該評価を最大限尊重した上で、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に従い、当社株主の皆さまの利益を守るために適切と考える方策をとることがあります(注7)。

なお、この場合の対抗措置については、次項(2)に準じる内容・手続となります。

(2) 大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合

大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款により認められる対抗措置をとり、当該大量株式取得に対抗する場合があります。具体

的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として、現状では、その実施が相当と認められる限り、原則として、株主割当てにより別紙3に記載のような新株予約権を無償発行することを考えていますが、これに限定するものではありません。なお、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使条件および行使期間を設けることがあります。また、当社は、機動的に新株予約権の発行を行うことができるように、引き続き新株予約権の発行登録を行います。

次に、株主共同の利益が害されるおそれ大きいと判断される場合に、大量株式取得者の権利行使が制限される行使条件差別型新株予約権を発行するときは、新株予約権は、会社による取得条項付とさせていただきます。会社による取得条項が付されていない新株予約権の行使に際しては、新株予約権者となった株主の皆さまに行使価額の払込み等の手続をとっていただくことになり、2018年2月28日現在75万人を超えるに至った株主の皆さまにとって、大変わずらわしいこととなります。つきましては、そのようなお手数をお掛けしなくても済むように、当社取締役会決議により大量株式取得者以外の株主の皆さまの新株予約権を取得しその対価として新株を株主の皆さまにお届けすることができるようにするものであります。

なお、かかる方策の内容・採否は、取締役としての善管注意義務に従い取締役会が決定すべき事項であると考えますので、原則として当社取締役会が決定・実施してまいります。ただし、例外的には、その内容・効果等に鑑みて株主の皆さまのご判断を仰ぐべきであるとして、当社株主総会においてその採否をご決議いただくことがあります。その場合にも、基本的には取締役会の責任事項であると考えますので、株主総会において十分なお説明を申し上げたいと存じます。

(3) 新株予約権の無償割当て決議後の中止等

当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議を行った後に、大量株式取得者が大量株式取得の撤回または変更を行った場合等、当社取締役会において対抗措置の発動が適切でないと判断するに至った場合には、当社取締役会は、新株予約権の無償割当ての中止を行うことができるものとします。ただし、原則として、本新株予約権の無償割当ての「割当基準日(以下の5.(2)において定義します。)」の4営業日前(証券取引所における現行の4日目決済を前提としており、これが変更されればそれにスライドして変更されます。以下同じとします。)以降の中止は行わず、4営業日前の日以後に対抗措置を中止すべき事情が発生したと当社取締役会が判断した場合には、実質的に中止と同様の効果を持たせるために、原則として大量株式取得者を含む全株主の新株予約権を当社が当社株式と交換に取得するものとします(注8)。また、その他の対抗措置についても、当社取締役会は適宜同様の中止や見直しをすることができるものとします。

4. 透明性・公平性の確保のための措置

本件ルールにおきましては、次のような透明性・公平性の確保のための措置を講じています。

(1) 買収防衛策に関する企業価値研究会等の指針の要件を充足していること

本件方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則「①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則」を充足しています。

また、本件方針は、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっています。

さらに、本件方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策に関する諸原則等の趣旨に合致するものであります。

(2) 株主意思を重視するものであること

今般の本件ルールの効力発生のためには、本定時株主総会において株主の皆さまにご承認いただくことを要件としており、また、ご承認いただいた後も、法令改正等に伴う形式的な変更が必要となった場合は別にして、当社株主の皆さまに実質的に影響を与えるような変更を行う場合には、改めて株主総会に付議し株主の皆さまのご判断を仰ぐこととしています。そういう変更を行わない場合も、有効期間は3年間に限定させていただくこととしています。したがって、本件ルールの改廃および継続には、株主の皆さまの意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本件ルールは、上記1. および2. (3)に記載のとおり、当社の株式に対する買収提案がなされた場合に、これに応じるべきか否かを株主の皆さまが判断されるために必要とされる十分な情報と時間を確保し、また、当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保すること等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるもので、この目的以外の目的、すなわち、当社経営陣の保身等のために利用されることはありません。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、指名委員会等設置会社のガバナンスを導入しており、平素より、経営の透明性・公正性の確保に努めています。加えて、当社は、大量株式取得者から提出された資料が十分なものか否かや、大量株式取得への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として、独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣か

ら独立している、当社社外取締役全員とその推薦に基づき当社取締役会が都度選任する専門家委員1名以上(原則として弁護士1名および大学教授等の社外の学識経験者1名)によって構成され、かつ、その意見の形成にあたってはさらに適宜の専門家の意見を当社の費用により聴取することができることとしています。

また、当社取締役会は、意見とりまとめにあたっては、さらに弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を受けるものとしています。

情報開示については、株主の皆さまのご判断にとってミスリーディングとなる情報を除き、早期開示に努めてまいります。また、当社取締役会の意見の公表に際しては、判断理由を含めて、できるだけ具体的にご説明するように努めてまいります。

これらにより、当社取締役会の決定が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものとなるよう本件ルールの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 大量株式取得者以外の株主・投資家に不測の損害を与えるものではないこと

本件ルールが遵守されなかった場合に対抗措置として発行される新株予約権については、大量株式取得者だけが行使を制限される行使条件差別型を原則として想定しており、これ以外の対抗措置を採用する場合にも、大量株式取得者以外の株主・投資家に不測の損害を与えないものを選択します。

また、この新株予約権についても、会社による取得条項付として、大量株式取得者以外の株主の皆さまにできるだけお手数をお掛けしないようにすることとしています。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本件方針の廃止につき特段の制約を設けていませんので、本件方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)には該当しません。また、当社取締役の任期は全員が1年であり、本件方針は、スローハンド型(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)にも該当しません。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 本件ルールが株主・投資家に与える影響等

本件ルールは、当社株主の皆さまが大量株式取得に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆さまに開示し、さらには、当社株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆さまは、適切な情報のもとで大量株式取得に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。

なお、上記3.において述べたとおり、大量株式取得者が本件ルールを遵守するか否かにより大量株式取

得に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆さまにおかれましては、大量株式取得者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量株式取得者が本件ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められる対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆さま（本件ルールに違反した大量株式取得者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定していません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行につきましては、新株予約権は、原則として会社による取得条項付とさせていただきます。会社による取得条項が付されていない新株予約権の行使に際して必要となる行使価額の払込手続のようなお手数をお掛けしなくても済むようにするために、当社取締役会決議により新株予約権を取得しその対価として新株を株主の皆さまにお届けすることができるようにするものであります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令に基づき別途お知らせします。この場合において、新株予約権を取得するためには、振替株式の株主は、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当対象となる株主の確定基準日（以下、「割当基準日」といいます。）における当社の最終の株主名簿に株主として記録されるよう、当該割当基準日における証券会社等の口座に当社普通株式が記録されている必要があり、また、特別口座の失念株主は失念救済手続が完了されている必要があります。

6. 本件ルールの適用開始と有効期限

定期的に対応方針の見直しをするために、本件方針の有効期間を3年間（本年3月1日から起算して3年以上に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結時まで）としています。

今後につきましては、会社法を含めた関係法令や今後の司法判断の動向、東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ、上記対応方針のうち法令改正等に伴う形式的な変更が必要となった場合には随時取締役会にて見直しを行い、その内容を速やかにお知らせします。当社取締役会において本件方針の廃止を相当と判断した場合は、取締役会決議によって廃止しその旨および理由を開示することとしますが、本件方針の内容について当社株主の皆さまに実質的に影響を与えるような変更を行う場合には、改めて株主総会に付議し株主の皆さまのご判断を仰ぐこととします。なお、当社の取締役の任期は1年であり、毎年、定時株主総会において改選されます。

また、現防衛策は、本定時株主総会における本件方針の承認を求める議案の決議時点で廃止されるものとします。ただし、当該時点において大量株式取得者が登場しており、現防衛策に基づく意向表明書の提出、情報の提供等の手続が開始されている場合、本定時株主総会における本件方針承認後には本件方針に基づく手続として引き継ぐこととします。

以上

注1：特定株主グループとは、

- (i)当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。) または、
- (ii)当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i)特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も加算するものとします。) または、
- (ii)特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量株式取得者および当該特別関係者の株式等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。
各株式等保有割合の算出にあたっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下同じとします。

注4：当社は日本の金融商品取引市場に株式を上場しており、日本人である株主・投資家に適時開示をする義務を負っていますので、当社が交付するリスト、大量株式取得者が作成する本必要情報を記載した書面、当社のこれに対する意見・追加資料提出要請等のいずれについても、日本語の書面によるものを正式とします。書面とは、紙に印刷された文書だけでなく、電子メールもしくはファクシミリにより送信された文書を含むものとします。書面は、A4サイズまたはA3サイズとし、これらのサイズに印刷された文字の大きさが10ポイント(JIS Z 8305によります。)以上であることを要するものとします。書面は、作成名義人が自ら日本語で作成するものとし、また、当社はいずれの書面についてもこれを外国語に翻訳する義務を負わないものとします。また、受信した当社において、ファクシミリ用紙からはみ出しや当社のシステムに登録されていない文字・記号が用いられているなどの合理的な理由に基づき紙に印刷されない文字や記号は、記載されていないものとみなします。以下同じとします。

注5：ここに記載された日本国内連絡先を、当社の本件ルールに基づく書面送付先・連絡先とします。

注6:大量株式取得者が、①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合、②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大量株式取得者等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合、③会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大量株式取得者等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合、④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている場合、⑤大量株式取得者の提示する当社株式買収方法が、2段階目の株式買収条件を1段階目よりも不利に設定する態様の2段階買収方式である場合、その他、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式等の不利な売却を強要するおそれがあると判断される場合、⑥大量株式取得者の提示する対価が株主にとって著しく不利益またはハイリスクとなりうるオプション権であるなど、当社株式買付に関連する取引の仕組み、取得方法が株主共同の利益の観点から著しく不当である場合、⑦大量株式取得者の経営陣または主要株主に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条の定める暴力団、暴力団員等の反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量株式取得者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると客観的かつ合理的な根拠をもって判断される場合を想定しています。

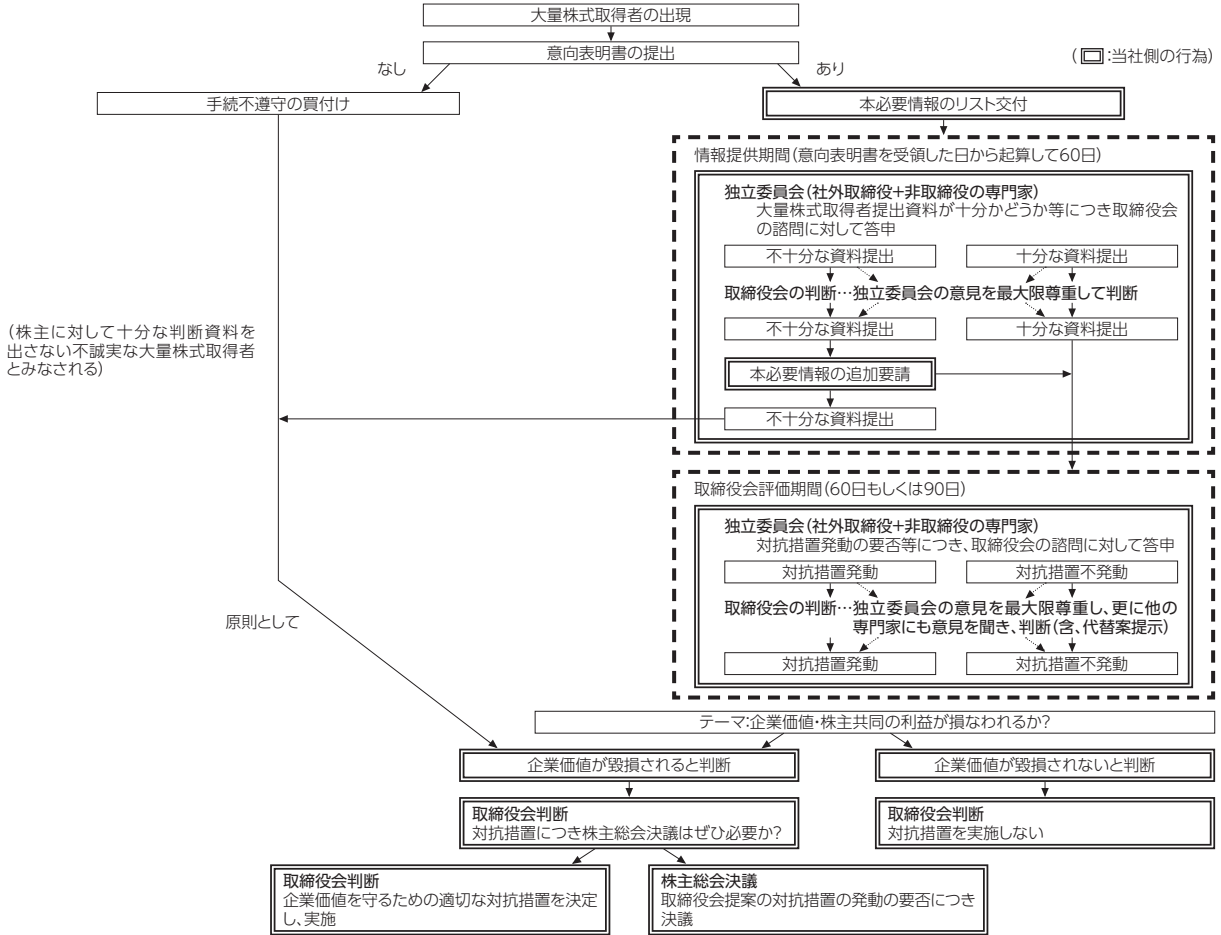
注7:本件方針の採用の有無にかかわらず、注6に示したような大量株式取得によって株主全体の利益が著しく損なわれる場合には、当社株主全体の利益を保護するために、取締役の善管注意義務に基づき当社取締役会が判断して緊急避難的に対応することが可能なものです。その際の判断の客観性および合理性を担保するため、大量株式取得者の提出する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を得ながら当該大量株式取得者および大量株式取得の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や、当該大量株式取得が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、当社独立委員会の意見を尊重した上で決定することとします。

注8:新株予約権割当基準日の4営業日前の日の翌日以降は、金融商品市場は、権利落ち(その後に売買される株式には新株予約権が付されません。)を前提とし、新株予約権の株式への転換を先取した理論株価は、直前株価の例えば5~6割程度に下がると予想されます。にもかかわらず、その後に新株予約権を当社が無償取得して防衛策発動全体を中止することになりますと、株式数はこれにより権利落日当日の数に復帰することになり、一旦下落した株価が理論的には直前株価まで戻ることになってしまいます。このような結果は、いたずらに市場に混乱を生じかねないことになるのではないかと考えられますので、権利落日以後は原則としてそれらの新株予約権に対して株式を割り当てることとするものであります。

注9:当社の株式・大株主の状況(2018年2月28日現在)は、後記の事業報告41頁に記載のとおりです。

(参考)

本件方針に係る手続・判断の流れ



(注1) 双方の資料・意見は、原則として都度、可及的速やかに公表します。

(注2) 対抗措置発動の場合の対抗措置の具体的な内容は、その実施が相当と認められる限り、原則として、行使条件差別型新株予約権の発行とします。

独立委員会の概要および委員候補者

1. 独立委員会の概要

(1) 設置

独立委員会は、当社取締役会により設置・廃止される。

(2) 構成

- ① 独立委員会の委員は、3名以上とする。
- ② 独立委員会の委員は、当社の社外取締役全員、ならびに、当社の社外取締役によって意向表明書を受領後原則として10営業日(初日不算入)以内に推薦され取締役会により選任される専門家委員1名以上(原則として弁護士1名および大学教授等の社外の学識経験者1名)によって構成される。ただし、専門家委員選任前であっても、独立委員会としての活動は開始されるものとし、また、社外取締役全員一致の意見に基づく当社取締役会の決議により、社外取締役でない委員の数・構成を変更することができる。
- ③ 当社の社外取締役でない委員の選任にあたっては、独立委員会委員の役割に鑑み、企業経営、会社法または取引所金融商品取引市場に関する知見、当社の理念に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。
- ④ 当社の社外取締役でない委員の場合は、当社に対する善管注意義務を含む委任契約を当社との間で締結するものとする。

(3) 議長

独立委員会の議長は、当社の社外取締役の中から互選により選任する。

(4) 任期

- ① 独立委員会の委員の任期は、当社取締役会により独立委員会が設置されてから、当社取締役会により独立委員会が廃止されるまでの期間とする。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項に定める期間中に当社社外取締役の全部または一部が任期満了に伴い退任したときは、当社の社外取締役でない委員の任期は同時に満了するものとする。この場合、改選後の当社社外取締役は改めて遅滞無く社外取締役でない委員を推薦し、当社取締役会に選任を求めるものとする。ただし、再任を妨げない。

(5) ミッション

独立委員会は、当社取締役会が大量株式取得者から提出を受けた本必要情報の交付を受け、原則として下記に規定する事項につき、当社取締役会の諮問に基づき評価・検討・審議を行い、その内容および結果を当社取締役会に対して提出するものとする。

- (a)大量株式取得者から受領した資料が本必要情報として十分なものであるかどうかについての意見
- (b)大量株式取得者に対して追加提出すべき資料の有無・項目および提出期限
- (c)大量株式取得者の提出資料が不足しているなどの理由から、「大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合」に該当するかどうか、ならびに、新株予約権無償割当て等の対抗措置の内容・要否、その中止の要否についての意見
- (d)当該大量株式取得が当社株主全体の利益を損なうかどうかについての評価・検討、大量株式取得者に対して追加提出を求める情報の有無、項目および提出期限
- (e)行使条件差別型新株予約権の無償割当て、その中止、消却のための取得の是非等、新株予約権その他の対抗措置に関する事項
- (f)その他本件方針または新株予約権その他の対抗措置に関し当社取締役会が諮問する事項

(6) 評価等の内容の決定

- ① 独立委員会が取締役に提出する評価等の内容については、原則として独立委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。ただし、独立委員会の委員全員が書面または電磁的方法により特に急を要するとして同意した場合には、その定足数を過半数の委員の出席に引き下げることができる。
- ② 独立委員会は、前項に基づく評価等の提出に際しては、その評価等に至った理由も示すものとする。

(7) 事務局等

- ① 独立委員会の検討に際して必要な資料の提出等を行うため、当社内に事務局を設置する。
- ② 独立委員会は、当社の費用負担により、弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を受けることができる。

2. 独立委員会の委員候補者

独立委員会は臨時に設置されるものであり、また、一部の委員については設置に際して選任されることとしています。

なお、社外取締役全員が独立委員会委員となりますので、第1号議案をご承認いただくことを条件として、独立委員会委員になる社外取締役候補者は、本株主総会参考書類7頁から11頁に記載の通りであります。

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、12億株を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数(以下、「対象株式数」という。)とする。ただし、当社が株式分割または株式併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。

4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額は1円以上で当社取締役会が定める額の金銭とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者(以下、「大量株式取得者」という。)に行使を認めないこと等を行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が別に定める取得日において、大量株式取得者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該取得日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
- (2) 当社は、本件方針による対抗措置を中止することが相当であると判断した場合には、当該中止のために、割当基準日の5営業日（証券取引所における現行の4日目決済を前提としており、これが変更されればそれにスライドして変更される。以下同じ。）前までに当社取締役会において決議することにより、新株予約権の割当を中止することができる。
- (3) 本新株予約権の割当基準日の4営業日前の日以降に対抗措置を中止すべき事情が発生したと当社取締役会が判断した場合には、実質的に中止と同様の効果を持たせるために、当社は、当社取締役会が別に定める取得日において、大量株式取得者を含む全株主の有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該取得日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
- (4) その他当社が新株予約権を取得できる場合およびその条件等の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

10. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間については、当社取締役会が別途定めるものとする。

11. 新株予約権の消滅事由等

新株予約権の消滅事由その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以上

1. 企業集団の事業の概要

当社を取り巻く経営環境は、国内景気が雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調にあるものの、不安定な国際情勢や将来への先行き不安等を背景に、消費者の生活防衛意識は依然として高く、個人消費の先行きは不透明な状況が続きました。一方アジアにおいては、堅調な米国景気や安定した中国経済の成長を背景に個人消費が回復し、なかでも新興国では、高い経済成長が継続しました。

このような環境の中、当社は、グループの成長と社会の発展を両立させるサステナブル経営の実現に取り組むとともに、2018年2月期を初年度とするイオングループ中期経営計画を策定し、既存事業の収益構造改革、新たな成長に向けたグループ構造改革に着手しました。12月には、2020年に向けたイオングループ中期経営方針としてリージョナル(地域)シフト、デジタルシフト、アジアシフトを掲げ、それらに連動する投資のシフトというグループの方向性を打ち出しました。

また、お客さまの低価格志向にお応えすべく、イオンのブランド「トップバリュ」では、物流体制の効率化や生産管理の強化等のさらなる企業努力を重ねて合理的にコスト削減をしたことで、値下げの対象商品を拡大しました。

海外においては、当社グループの事業展開を通じ、展開国の経済活性化と地域の一層の発展に寄与すべく、ベトナムでは、ハノイ市人民委員会と地域の経済活性化に向けた包括的な覚書を、またインドネシアにおいては、同国国家輸出発展局とインドネシア製品の販売促進協力に関する包括的覚書を締結しました。

以上のような取り組みにより、連結業績は、営業収益8兆3,900億円(前期比102.2%)、営業利益2,102億円(同113.8%)、経常利益2,137億円(同114.1%)とそれぞれ過去最高を更新するとともに、親会社株主に帰属する当期純利益は、245億円(同217.9%)と前期に引き続き増益となりました。

セグメント別営業利益につきましては、収益構造改革に取り組むGMS(総合スーパー)事業が全セグメントの中で最大の損益改善となったほか、SM(スーパーマーケット)事業では第4四半期には増益となりました。また、総合金融事業、ディベロッパー事業ならびにドラッグ・ファーマシー事業が利益の柱として着実に伸長したことに加え、国際事業が黒字化する等、全事業が利益貢献しました。

営業収益、営業利益、経常利益が、過去最高を更新しました。

■連結営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 90 期	第 91 期	第 92 期	第 93 期(当期)
営 業 収 益 (百万円)	7,078,577	8,176,732	8,210,145	8,390,012
営 業 利 益 (百万円)	141,368	176,977	184,739	210,273
経 常 利 益 (百万円)	152,509	179,674	187,351	213,772
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	42,069	6,008	11,255	24,522
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	50.22	7.19	13.44	29.23
総 資 産 (百万円)	7,859,803	8,225,874	8,750,856	9,452,756
純 資 産 (百万円)	1,829,980	1,819,474	1,862,410	1,916,737
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,443.97	1,364.57	1,349.79	1,371.60

■事業の種類別セグメントの状況

セグメントの名称	営業収益(百万円)	前期比(%)	営業利益(百万円)	前期比(%)
G M S 事 業	3,084,278	100.6	10,536	—
S M 事 業	3,240,978	100.7	30,722	91.2
ドラッグ・ファーマシー事業	696,392	111.7	27,700	125.6
総合金融事業	408,092	109.7	69,766	112.7
ディベロッパー事業	335,664	106.2	51,542	110.0
サービス・専門店事業	774,237	101.1	20,261	76.8
国際事業	418,884	105.1	232	—
報告セグメント計	8,958,529	102.3	210,761	114.4
その他事業	10,813	152.0	400	179.9
合 計	8,969,343	102.3	211,161	114.5
調 整 額	△579,330	—	△888	—
連 結	8,390,012	102.2	210,273	113.8

(注) 各事業区分の主な内容

GMS事業	総合スーパー、弁当惣菜専門店、デジタル
SM事業	スーパーマーケット、ディスカウントストア、コンビニエンスストア、小型スーパーマーケット
ドラッグ・ファーマシー事業	ドラッグストア、調剤薬局
総合金融事業	クレジットカード事業、フィージビジネス、銀行業
ディベロッパー事業	ショッピングセンターの開発および賃貸
サービス・専門店事業	総合ファシリティマネジメントサービス業、アミューズメント、外食、ファミリーカジュアルファッション・婦人服・靴等を販売する専門店
国際事業	アセアン地区および中国における小売事業
その他事業	モバイルマーケティング事業等

数字でみるイオン

イオンは、強い競争力を有する小売、金融、ディベロッパー、サービス等、グループ各事業・企業が有機的に結びつき、高いシナジーを創出する総合グループへの進化を目指し、革新に挑戦し続けています。

連結営業収益

8兆 3,900 億円
(前期比 102.2%)

連結営業利益

2,102 億円
(前期比 113.8%)

親会社株主に
帰属する
当期純利益

245 億円
(前期比 217.9%)

店舗数

21,268 店舗
(うち海外店舗数 4,346店舗)

モール型SC数

311 SC

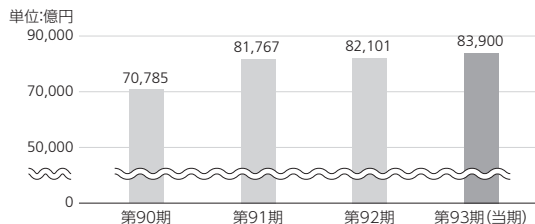
クレジットカード
会員数

4,025 万人
(うち海外会員数 1,267万人)

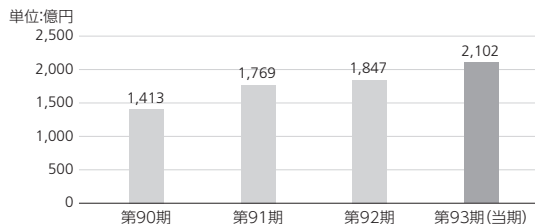
電子マネー
[WAON]
累計発行枚数

6,960 万枚

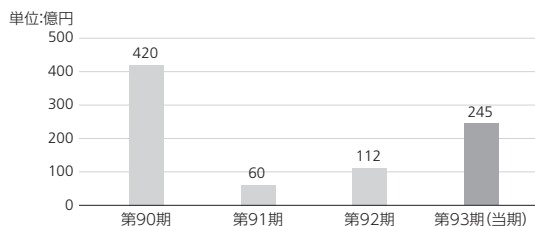
連結営業収益



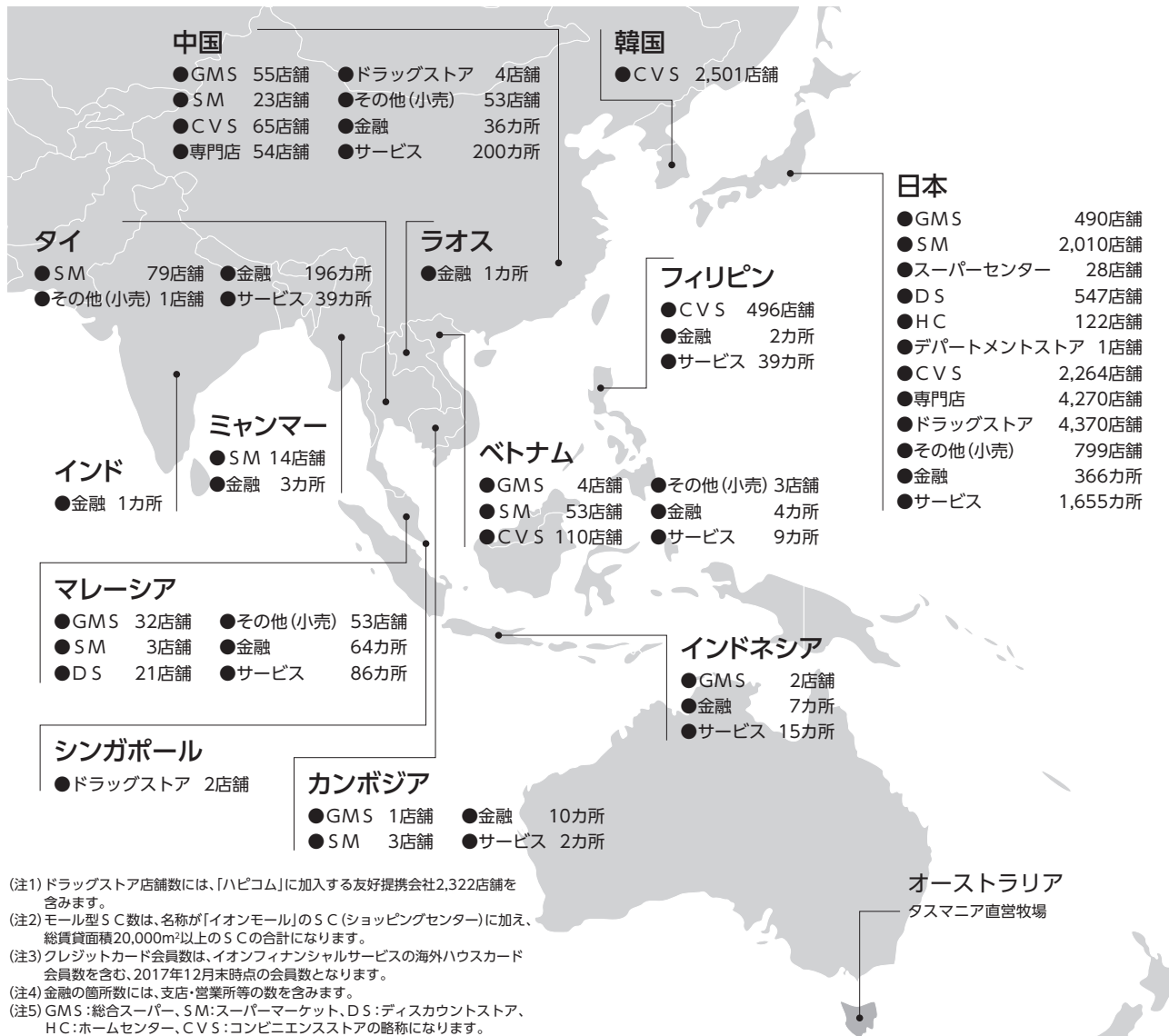
連結営業利益



親会社株主に帰属する当期純利益



日本・中国・アセアンで2万店舗を展開しています。



(1) 各事業の成果

小売

- GMS事業では、イオンリテール株式会社が、鮮度感あふれる売場づくりや大型イートインスペースの導入、シニア向けのG.G(グランド・ジェネレーション)店舗の展開を強化するため、9店舗の出店、51店舗の既存店活性化を推進するとともに、荒利益率の改善や販促費用の効率化に取り組み大幅に業績を改善しました。
- SM事業では、株式会社ダイエーが、お買い得価格で提供する「えっ！安い値！」の品目拡大や、食品加工センターとの連携を強化し店舗作業の軽減化を進めたほか、生鮮品の鮮度保持に効果がある包装技術の導入により食品ロス削減等、業績向上に努めました。ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社では、セミセルフレジの拡大や、トータルLSP(作業割当)システムの導入等、効率的な店舗オペレーションの構築を推進しました。
- ドラッグ・ファーマシー事業では、ウエルシアホールディングス株式会社が、111店舗の出店に加え、調剤併設店舗や24時間営業店舗の拡大、東北地方を地盤とする株式会社丸大サクラ中薬局の連結子会社化等により増収増益となりました。また、同社では、中国に続きシンガポールに合併会社を設立し、2017年11月より出店を開始しました。
- 専門店事業では、国内最大のペット専門店のイオンペット株式会社が、積極的な出店や会員112万人への販促活動、ペットの健康サポートサービスの拡大等により増収増益となりました。

金融

総合金融事業では、新規提携のクレジットカードの発行に加え、ロボット技術を活かしたカード入会受付の実験開始等、ビジネスモデルの変革を進めました。銀行業においては、開業10周年を迎えた株式会社イオン銀行がインストアブランチを138店舗に拡大し、個人型確定拠出年金のiDeCoや少額投資非課税制度のつみたてNISAの受付を開始しました。海外においては、タイにおける大手小売業との提携カード発行や、フィリピンにおける新たなIoTデバイスを活用したオートローン事業の開始等、新たな収益源の開拓に取り組みました。

ディベロッパー

ディベロッパー事業では、イオンモール株式会社が、国内にて、7箇所のSC(ショッピングセンター)の開設のほか、2箇所の増床、12箇所のリニューアルを実施しました。さらに「イオン ブラックフライデー」や、地域ならではの魅力を活かす「究極のローカライズ2017」等の営業施策により、業績が順調に推移しました。海

外では、5箇所のSCをオープンするとともに、前期までに開業した19箇所のSC中14箇所が黒字化しました。このような国内外での成長により営業収益ならびにすべての利益において過去最高となりました。

サービス

サービス事業では、イオンディライト株式会社が、国内外での新規顧客の開拓ならびに資産価値向上の観点から既存顧客への提案を強化しました。また、ファシリティマネジメントの自動化や効率化を目的に、各種設備の遠隔監視や自動制御化をはじめ、IoTや人工知能といったテクノロジーを活用した実証実験や研究開発を推進しました。

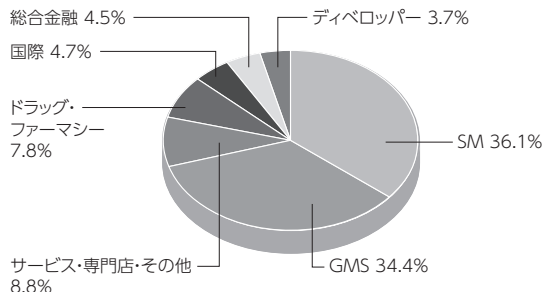
株式会社イオンファンタジーでは、国内の既存店が好調に推移するとともに、新業態やサービスの開発、中国でのアプリ会員136万人の組織化、アセアン事業の黒字化達成等により売上高ならびにすべての利益において過去最高となりました。

国際

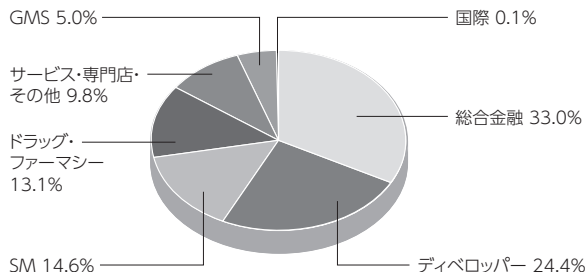
国際事業では、アセアン地域の事業基盤強化に向けてイオンマレーシア(AEON CO.(M)BHD.)が、購入商品を専属シェフがその場で調理するレストラン型の売場やキッチンスタジオ併設型生鮮コーナーの展開等、商品・売場改革を推進しました。また、イオンベトナム(AEON VIETNAM CO.,LTD.)では、社会行事需要の取り込みや、自社開発商品の拡大等に取り組み大幅な増収増益となりました。

中国では、GMS店舗を55店舗に拡大するとともに、商品開発体制の刷新を図りました。青島イオン(青島永旺東泰商業有限公司)では、前期に実施した不採算店舗の整理等、事業構造改革が奏功し、黒字転換しました。

●営業収益 構成比



●営業利益 構成比



(2) 環境・社会への取り組み

当期は、持続可能な社会の発展に向けたグループ全体の取り組みを策定した「イオン サステナビリティ基本方針」について、環境面に加え、社会面の重点課題を新たに特定しました。同方針のもと、サプライチェーンにおける社会的責任を果たしていくため、2017年4月に「イオン持続可能な調達方針および2020年目標」を発表、10月に「食品廃棄物削減に向けた新たなグループ目標」を発表しました。

イオン サステナビリティ基本方針

私たちイオンは、「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」という基本理念のもと、「持続可能な社会の実現」と「グループの成長」の両立を目指します。

取り組みにあたっては、「環境」「社会」の両側面で、グローバルに考え、それぞれの地域に根ざした活動を、多くのステークホルダーの皆さまとともに積極的に推進してまいります。

環境面の重点課題

- 低炭素社会の実現
- 生物多様性の保全
- 資源循環の促進

社会面の重点課題

- 多様な消費者課題への対応
- 公正な事業活動の実践
- 人権と多様性を重視した職場づくり
- コミュニティとの協働

【持続可能な社会の実現に向けて】

- 低炭素社会の実現に向けて、エネルギー使用削減、再生可能エネルギー拡大、防災拠点の設置を目標とした「イオンのecoプロジェクト」の達成に継続して取り組みました。
- 生物多様性の保全に向け、環境負荷の少ない養殖により生産されたASC認証商品や、持続可能な漁業で獲られた天然水産物MSC認証商品の販売を強化しました。10月には、持続可能な水産物の普及に取り組む国際的な機関である「世界水産物持続可能性イニシアチブ(GSSI:The Global Sustainable Seafood Initiative)」にアジアの小売業として初めて参画しました。
- 1991年から継続している国内外の植樹活動は、公益財団法人イオン環境財団の活動と合わせて累計植樹本数が1,166万本を超えました。
- 資源循環の促進においては、新たな目標として2025年までに食品廃棄物を半減するとともに、2020年までに食品資源循環モデルを全国10カ所以上に展開することを策定しました。
- コミュニティとの協働に向けた取り組みでは、お客さまとともに地域に貢献する団体等を応援する活動として、

投函レシート合計金額の1%相当の品物を寄贈する「イオン 幸せの黄色いレシートキャンペーン」の推進や、ご利用金額の一部を地域社会の発展に活用するご当地WAONの拡大に継続して取り組みました。また、地域の安全・安心や活性化、住民サービスの向上等に向けて、日本各地の自治体と包括協定の締結を推進しました。

- 公益財団法人イオン環境財団では、美しい地球を次代に引き継ぐための環境保全活動に取り組んでいます。国内外での植樹活動のほか、国連環境計画・生物多様性事務局をはじめとする世界各国の政府や研究機関等と連携した環境活動の推進や環境活動に取り組む団体への助成を行いました。さらに、アジア各国の主要大学との連携による環境分野の人材育成等、環境活動を通じ豊かな暮らしを実現できる「自然共生社会」の構築を目指し取り組みました。
- グループ主要企業が税引前利益の1%を拠出して支援する公益財団法人イオンワンパーセントクラブでは、次代を担う青少年の健全な育成、諸外国との友好親善の促進、地域社会の持続的発展を目指し、子どもたちの継続型農業体験プログラムや、アジアの高校生交流事業、被災地支援活動等を推進しました。

【被災地支援の活動】

東日本大震災後の復興支援から次のステージの地域（ふるさと）の創生を目指し、「にぎわい東北」のスローガンのもと、「事業を通じた地域産業の活性化」「雇用の創出と働きやすい環境づくり」「地域の未来を“ともにつくる”環境・社会貢献活動」「安全・安心にくらせるまちづくり」の4つの方針を柱にさまざまな取り組みを推進しました。10年間にわたる復興支援に労使一体で取り組む「イオン 心をつなぐプロジェクト」では、地域交流型支援活動を通じた持続可能なコミュニティの再生を目指す「イオン 未来共創プログラム」等の活動を推進しました。これらの取り組みを通じ、従業員によるボランティア活動には、延べ28万4千名が参加するとともに、東北沿岸部での累計植樹本数は25万本を超えました。

【人材の活躍・ダイバーシティの推進】

当社は、お客さまに対する価値創造を担う従業員を最大の経営資源と位置付け、従業員一人ひとりが能力を最大限に発揮し、多様な価値観を活かした革新ある経営を実践するため、グループをあげてダイバーシティ経営を推進しています。グループ内のベストプラクティスの共有や、組織の業績成果を出しつつ自身と部下のワークライフバランスを考える管理職の育成、事業所内保育施設の増設等に努めました。また、これまでの女性活躍推進に加え、障がい者や外国籍人材、LGBT（性的マイノリティ）に対象を拡大し、全従業員がダイバーシティの実態を「知る」、社内制度や働く環境が「変わる」、事業へと「広げる」を目標とした3ヶ年の取り組みをスタートしました。なお、こうした取り組みの結果、2018年3月には、経済産業省と東京証券取引所より、女性活躍推進に優れた上場企業として「なでしこ銘柄」に選定されました。

2. 企業集団の対処すべき課題

近年、人口動態の変化、さらにはITをはじめとする技術革新により、これまでの常識では考えられなかったスピードで、非常に大きな環境変化が生じています。また、「モノ」から「コト」への支出の変化や、健康・予防意識の高まり、さらなる低価格志向など、お客さまのニーズも変化しており、小売業を取り巻く環境は激変しています。

このような環境の中、当社グループは、“絶えず革新し続ける企業集団”として、将来起こりうるさまざまな変化を予測し、グローバルトップ企業に伍する売上規模と利益水準の実現を目指してまいります。そのために、2020年に向けて、それぞれの地域と事業においてNo.1企業へと革新を図るとともに、デジタル分野とアジア地域に資源を大幅に配分することで、持続的な成長と収益性の向上を実現してまいります。

(1) グループ事業構造改革に向けた主要な取り組み

① 食品改革

当社グループは、食を取り巻く環境変化に対応し、お客さまのより豊かな生活を実現するため健康志向や低価格志向の高まりに対応したプライベートブランドの強化や食のSPA化に取り組んでまいります。また、グループの中核であるSM事業とGMS事業の食品分野を再編・統合し、規模を確保することで、地域に密着し、より鮮度の高い商品の安定供給、地域食材の開発、物件開発、物流・プロセスセンターの整備等を推進し、圧倒的な差別化を図ってまいります。

また、現在グループ各社にある4,000億円規模のディスカウントストアの統合を進めてまいります。独自商品の開発や商品数の絞り込みや物流の効率化により、圧倒的な低価格を実現し、新たなディスカウントストアモデルを確立します。

② GMS改革

GMS事業の食品については地域分社化、衣料や住居余暇、H&BC（ヘルス&ビューティーケア）については、商販一体型の専門会社として分社化を進め、それぞれの専門領域でNo.1を目指してまいります。食品については、地域毎の特色を活かし、強い食品売場を構築します。衣料・住居余暇については、成長が見込まれる分野に資源を集中させ、SPAを確立します。住居余暇については、イオンのホームファッションブランド「HOME COORDY」を中核とし、機能性やデザイン性に優れたプライベートブランドの開発を進めてまいります。H&BCについては、当社グループの事業規模を活かし、独自商品の開発や共同商品調達を行い、サービスレベルと収益性の向上を図ります。加えて、食とH&BC、飲食を組み合わせた新しい食中心の3,000㎡規模の新業態を出店し、GMS事業の成長を実現してまいります。

③ デジタル改革

Eコマース事業のさらなる強化のため、当社グループ企業をはじめ、テナント企業や地域の生産者や販売者が出品できるマーケットプレイスを構築し、地域の名産品やプライベートブランドをオンラインだけではなく店舗でも販売し、地域とともに成長できるモデルを目指します。また、お客さまの利便性向上のため、店舗での受取りやレジレス化など店舗のデジタル化も推進してまいります。ネットスーパーについては、専任の責任者を配置し、注文・配達時間の短縮、グループ全店舗での受取りなど、利便性のさらなる向上を図り、新たな事業モデルを確立してまいります。

(2) 事業基盤の刷新

前記の3つの改革を実現するために、IT・物流などの事業基盤を刷新します。SM事業とGMS事業の食品分野を再編するにあたり、事業別に収益を最大化してきたIT・物流・サプライチェーンマネジメント基盤を地域単位で見直し、食のSPA化、よりフレッシュな商品の提供、Eコマースでリアル店舗とオンラインをシームレスにつなぐ体制を構築します。さらにはアジア域内でお客さまが求める商品を自在に、グローバルに供給できる体制を構築し、競争力をより一層高めます。

また、事業基盤の構築に加え、プライベートブランドの拡大、Eコマースや店舗のデジタル化などのデジタル分野において、3ヶ年で5,000億円の投資を行い、食品改革・デジタル改革の早期の完遂を目指します。

3. 企業集団および当社の概況(2018年2月28日現在)

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社(純粋持株会社)のもと、291社の連結子会社、31社の持分法適用関連会社により構成され、小売事業を中心として、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を複合的に展開しています。

(2) 企業集団の店舗数

① 本社

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

② 業態別店舗数

業 態	店舗数	業 態	店舗数	業 態	店舗数
総合スーパー	584	ホームセンター	122	ドラッグストア	2,054
スーパーマーケット	2,185	デパートメントストア	1	その他物販	909
スーパーセンター	28	コンビニエンスストア	5,436	金融	690
ディスカウントストア	568	専門店	4,324	サービス	2,045
				総合計	18,946

(3) 企業集団の資金調達および設備投資の状況

企業集団の設備投資は、成長を続けるディベロッパー事業に加え、成長領域であるアジアや国内小売事業の既存店舗改装を中心に実施しました。これら店舗リニューアルおよび新規開設店舗等の設備投資総額は4,817億円であり、これらの資金は、自己資金および借入金により充当しました。

(4) 当社の株式に関する事項

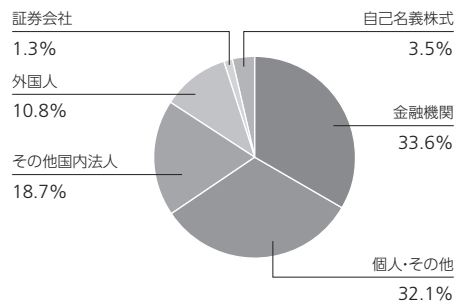
- | | | | |
|---------------------|----------------|----------|----------|
| ① 発行可能株式総数 | 2,400,000,000株 | ④ 当期末株主数 | 753,034名 |
| ② 発行済株式の総数(自己株式を含む) | 871,924,572株 | ⑤ 単元株式数 | 100株 |
| ③ 大株主(上位10名) | | | |

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
三菱商事株式会社	40,422	4.80
株式会社みずほ銀行	33,292	3.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	29,191	3.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	25,308	3.01
公益財団法人イオン環境財団	21,507	2.56
公益財団法人岡田文化財団	21,100	2.51
農林中央金庫	18,133	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	14,483	1.72
イオン社員持株会	13,406	1.59
イオン共栄会(野村証券口)	11,994	1.42

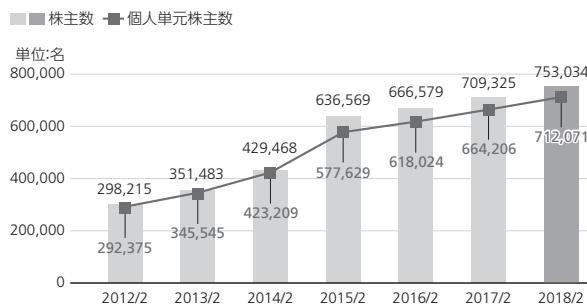
(注1) 持株比率は自己株式(30,202,546株)を控除して計算し、四捨五入して表示しています。

(注2) 2018年3月6日付でブラックロック・ジャパン株式会社およびその共同保有者の計8社から大量保有報告書が提出され2018年2月28日現在で計43,824千株(発行済株式の総数に対する割合5.03%)の当社株式を所有している旨の報告がありました。当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。

所有者別株式保有状況



株主数および個人単元株主数の推移



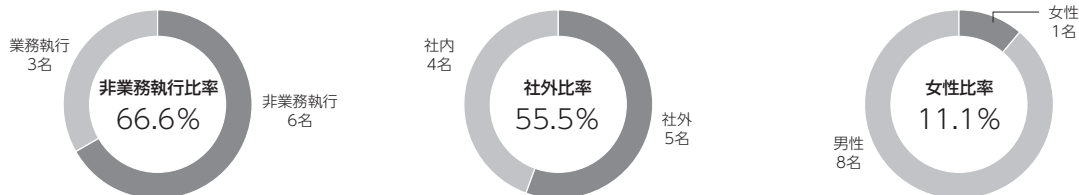
(5) 当社の会社役員に関する事項

① 会社役員の状況

取締役

氏名	担当	重要な兼職の状況
横尾 博	取締役 会議長	株式会社やまや社外取締役
岡田 元也	指名委員 報酬委員	
森 美樹		
山下 昭典		
佐藤 謙	監査委員会議長 報酬委員	公益財団法人中曽根康弘世界平和研究所理事長 日本テレビホールディングス株式会社取締役 日本テレビ放送網株式会社取締役
内永 ゆか子	指名委員会議長 監査委員	特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベティブ・ネットワーク理事長 一般社団法人ジャパンダイバーシティネットワーク代表理事 株式会社グローバルイノベーションリサーチインスティテュート代表取締役社長 HOYA株式会社社外取締役 DIC株式会社社外取締役
長島 徹	報酬委員会議長 監査委員	帝人株式会社相談役 ダイキン工業株式会社社外監査役 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事
塚本 隆史	指名委員 報酬委員	みずほフィナンシャルグループ名誉顧問 朝日生命保険相互会社社外取締役 古河電気工業株式会社社外監査役 株式会社インターネットイニシアティブ社外取締役 一般社団法人日英協会理事長
大野 恒太郎	指名委員 監査委員	森・濱田松本法律事務所客員弁護士 株式会社小松製作所社外監査役 伊藤忠商事株式会社社外監査役 公益財団法人国際民商事法センター理事長

取締役会の構成



※社外取締役5名全員は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ています。

執行役

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表執行役社長	岡田元也	グループCEO イオンモール株式会社取締役相談役 イオンリテール株式会社取締役相談役 株式会社ダイエー取締役相談役 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社取締役相談役 ウエルシアホールディングス株式会社取締役 株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役 株式会社クスリのアオキホールディングス社外取締役
代表執行役副社長	森美樹	グループCOO 株式会社ダイエー代表取締役会長 イオン九州株式会社代表取締役会長
執行役副社長	山下昭典	財務・経営管理担当 イオンリテール株式会社取締役
執行役副社長	若生信弥	経営企画担当 株式会社ダイエー取締役 AEON Stores (Hong Kong) Co., Limited取締役
執行役	岡崎双一	GMS事業担当 イオンリテール株式会社代表取締役社長
執行役	柴田英二	商品担当 イオンリテール株式会社代表取締役執行役員副社長
執行役	吉田昭夫	ディベロッパー事業担当 イオンモール株式会社代表取締役社長
執行役	小佐野豪績	IT担当
執行役	藤田元宏	SM事業担当 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社代表取締役社長
執行役	水野秀晴	ドラッグ・ファーマシー事業担当 ウエルシアホールディングス株式会社代表取締役社長
執行役	中山一平	サービス・専門店事業担当 イオンディライト株式会社代表取締役社長
執行役	鈴木正規	総合金融事業担当 イオンフィナンシャルサービス株式会社代表取締役会長
執行役	羽生有希	中国事業担当 AEON Stores (Hong Kong) Co., Limited総経理
執行役	三宅香	環境・社会貢献・PR・IR担当
執行役	高橋丈晴	人事・管理担当 兼 リスクマネジメント管掌

- (注1) 岡田元也、森 美樹、山下昭典の各氏は取締役と執行役を兼務しています。担当および重要な兼職の状況に関しては、執行役の欄に記載しています。
- (注2) 取締役 佐藤 謙、内永ゆか子、長島 徹、塚本隆史、大野恒太郎の各氏は、会社法に規定する社外取締役です。なお、当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。
- (注3) 当社は、監査委員会の独立性を最大限に保ち、透明性の高い監査を行うため、監査委員全員を独立社外取締役(非常勤)としています。また、業務執行部門から独立したグループ経営監査室を設置し、重要会議への出席や執行役等からのヒアリングによる情報収集を行うほか、グループ経営に関する内部監査および会計監査人と連携して、監査委員会の職務の補助をすることで監査の実効性を確保しています。
- (注4) 当期中の異動
 2017年3月 1日 藤田元宏、水野秀晴、中山一平、鈴木正規、羽生有希、三宅 香、高橋丈晴の各氏は、新たに執行役に選任され、それぞれ就任しました。
 2017年5月24日 社外取締役の末吉竹二郎、但木敬一、執行役の豊島正明、村井正平、西松正人の各氏は任期満了により退任しました。塚本隆史、大野恒太郎の両氏は、新たに取締役に選任され、それぞれ就任しました。
- (注5) 2018年4月11日付で、次のとおり執行役の組織改革をしました。

地 位	氏 名	担 当
代表執行役社長	岡 田 元 也	グループCEO
代表執行役副社長	森 美 樹	グループCOO
執行役副社長	山 下 昭 典	財務・経営管理担当
執行役副社長	若 生 信 弥	経営企画担当
執行 役	吉 田 昭 夫	ディベロッパー事業担当
執行 役	岡 崎 双 一	GMS事業担当
執行 役	藤 田 元 宏	SM事業担当
執行 役	羽 生 有 希	中国事業担当
執行 役	柴 田 英 二	商品担当
執行 役	鈴 木 正 規	総合金融事業担当
執行 役	中 山 一 平	サービス・専門店事業担当
執行 役	三 宅 香	環境・社会貢献・PR・IR担当
執行 役	小 佐 野 豪 績	IT担当
執行 役	高 橋 丈 晴	人事・管理担当兼リスクマネジメント管掌
*執行 役	齊 藤 岳 彦	デジタル事業担当

*印は、新任の執行役です。

② 社外取締役に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役の重要な兼職先は、42頁に記載のとおりです。
- ・内永ゆか子氏が理事長を兼職する特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベティブ・ネットワークの会員企業に当社は登録していますが、当社からの会費その他の支払額は連結の販売費および一般管理費の0.01%未満かつ1,000万円未満であります。
- ・塚本隆史氏は、名誉顧問を兼職するみずほフィナンシャルグループの株式会社みずほ銀行で、取締役頭取などを歴任してこられましたが、2013年の同行退任後4年以上経過しており、現在は同行の業務執行に携わっておりません。また、同行は、当社の複数ある主な借入先のひとつではありますが、当社の意思決定に著しい影響を与える取引先ではありません。なお直近事業年度末時点における当社の同行からの借入額は、連結総資産の2%未満であります。
- ・大野恒太郎氏が、客員弁護士として所属する森・濱田松本法律事務所と当社の間には、取引がありますが、当社からの支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.01%未満かつ1,000万円未満であります。
- ・その他の社外取締役の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当該事業年度における取締役会および各委員会への出席状況(出席回数/開催回数)

	取締役会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会
佐藤 謙 氏	7/7	9/9	—	3/3
内永 ゆか子 氏	7/7	8/9	3/3	—
長島 徹 氏	7/7	8/9	1/1	2/2
塚本 隆史 氏	6/6	—	2/2	2/2
大野 恒太郎 氏	6/6	6/6	2/2	—

(注) 塚本隆史、大野恒太郎の両氏の出席状況は、2017年5月24日の取締役就任以降の出席状況です。

長島 徹氏の指名委員会の出席状況は2017年5月24日までの出席状況であり、報酬委員会への出席状況は、2017年5月24日の報酬委員就任以降の出席状況です。

ハ. 当該事業年度における主な活動の状況

- ・佐藤 謙氏は、豊富なキャリアと専門的知識等に基づき危機管理等のほか、経営の透明性と客観性向上について積極的に発言を行っています。また、監査委員会議長として内部統制システムの監視ならびに財務諸表の監査等、委員会としての決定に向け議案審議を主導しました。

- ・内永ゆか子氏は、IT企業での幅広い経験や専門性に加え、ダイバーシティ（多様性）に対し深い造詣を有しており、健全かつ効率的な経営の推進等について積極的に発言を行っています。また、指名委員会議長として当社取締役の選任議案等について、委員会としての決定に向け議案審議を主導しました。
- ・長島 徹氏は、グローバルな企業経営における豊富な経験および幅広い見識等に基づき、グローバル経営の推進やコーポレートガバナンスの向上について積極的に発言を行っています。また、報酬委員会議長として当社取締役の報酬等について、委員会としての決定に向け議案審議を主導しました。
- ・塚本隆史氏は、大手金融機関の経営者として高い見識と豊富な経験を有しており、経営全般の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンスの向上について、積極的に発言を行っています。
- ・大野恒太郎氏は、法律・コンプライアンスに関する豊富な経験・見識を有しており、コンプライアンス経営の推進等について積極的に発言を行っています。

③ 責任限定契約の概要

- ・当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役の各氏と、会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役の各氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、金1,500万円または法令の定める額のいずれか高い金額を限度とし、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しています。

④ 当社の取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社の取締役、執行役の報酬は社外取締役が議長かつ、過半数を占める報酬委員会で決定することにより、客観的な視点を入れた透明性の高いものとする。

イ. 報酬基本方針

- 当社の経営戦略および業績と連動し、経営戦略遂行を強く動機付けできる報酬制度とする。
- パートナー（お客さま、株主、従業員等）より納得され支持される、透明性・公正感が高くわかりやすい報酬制度とする。

ロ. 取締役報酬

- 取締役には、基本報酬を支給する。
- 業務の執行を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給しない。

八. 執行役報酬

i 基本報酬

役位別に設定した基準金額内で、個別評価に基づき定める。

ii 業績報酬

総現金報酬(基本報酬+業績報酬)に占める執行役業績報酬のウエイトは、30%から50%程度として、上位役位ほどそのウエイトを高める。

業績報酬の支給率は、期首に設定した目標達成時に基準金額の100%を支給するものとして、当該年度の業績および個人別評価に基づき0%から200%の範囲で変動させる。

執行役業績報酬は、全社業績報酬と個人別業績報酬により構成する。ただし、代表執行役は全社業績報酬のみとする。

a. 全社業績報酬

役位別基準金額に対して、連結業績の達成率に基づく係数により算出し、業績を総合的に勘案し決定する。

b. 個人別業績報酬

役位別基準金額に対して、部門別業績と経営目標達成度による個人別評価に基づく係数により決定する。

iii 株式報酬型ストックオプション

株価や業績と報酬との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的に、業績を反映させた株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる。

新株予約権の割り当て数については、役位別基準数に対して、当該年度の業績に基づき決定する。

⑤ 当社の取締役および執行役の報酬等の総額

取締役の報酬額

	報酬委員会決議に基づく基本報酬	うち、社外取締役
支給人数	8名	7名
支給額	121百万円	75百万円

当期末現在の執行役に対する報酬額

地位	人数	報酬委員会決議に基づく基本報酬	報酬委員会決議に基づく業績報酬	株式報酬型ストックオプションによる報酬	合計
代表執行役社長	1名	36百万円	46百万円	13百万円	95百万円
その他の執行役	9名	237百万円	179百万円	63百万円	480百万円
合計	10名	273百万円	225百万円	76百万円	575百万円

(注1) 執行役の株式報酬型ストックオプションによる報酬は見込み額であり、第93期の業績に基づき2018年5月23日開催の報酬委員会および取締役会により決定し支給の予定です。なお、株式報酬型ストックオプションに関しては、2018年6月21日に新株予約権を割り当てる予定であり、上記の支給額は、2018年2月末日の当社株式の東京証券取引所における終値に基づき算定しています。

(注2) 上記のほか、期中退任の3名の執行役に対し、当期中に基本報酬14百万円を支給しています。

(6) 当社の会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

なお、海外の連結子会社の計算書類の監査は、他の監査法人が行っています。

② 報酬等の額

i 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	114百万円
ii 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	2,158百万円

(注1) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分していませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(注2) 当社および当社の子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国際財務報告基準(IFRS)に関する助言・指導業務等の対価を支払っています。

(注3) 当社の重要な子会社のうちAEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.ほか4社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(注4) 当社監査委員会は、会計監査人からその人員体制、監査計画、監査の実施状況、監査の品質管理状況等についてヒアリングをしたほか、監査チームの独立性・専門性やその職務遂行状況について関係部署から意見聴取をするなど、監査時間および監査報酬額の見積りの妥当性について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意をしています。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法等の法令に違反・抵触し、または、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合。

(7) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)(注1)	その他従業員数(名)(注2)
GMS事業	31,678	99,326
SM事業	29,376	100,499
ドラッグ・ファーマシー事業	7,807	16,445
総合金融事業	18,119	7,782
ディベロッパー事業	3,449	1,801
サービス・専門店事業	21,750	30,640
国際事業	33,055	4,499
その他事業	153	23
純粋持株会社等	2,759	1,943
合計	148,146	262,958

(注1)従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(注2)その他従業員数は、パートタイマーの期中平均人員(ただし、1日勤務時間8時間換算による)です。

(8) 当社の主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	53,608
農林中央金庫	33,500
株式会社三井住友銀行	33,400
三井住友信託銀行株式会社	26,000
株式会社三菱東京UFJ銀行(※)	22,900
株式会社りそな銀行	16,100
みずほ信託銀行株式会社	16,000

(※)株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で、行名を株式会社三菱UFJ銀行に変更しています。

(9) 企業結合の状況

重要な子会社

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(GMS事業)		%	
イオンリテール株式会社	48,970百万円	100.00	総合小売業
イオン北海道株式会社	6,100百万円	81.37	総合小売業
イオン九州株式会社	3,156百万円	73.86	総合小売業
株式会社サンデー	3,241百万円	77.01	ホームセンター
(SM事業)			
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社	10,000百万円	53.70	スーパーマーケット事業の管理
マックスバリュ中部株式会社	3,950百万円	67.18	スーパーマーケット
マックスバリュ東北株式会社	3,688百万円	71.56	スーパーマーケット
マックスバリュ東海株式会社	2,267百万円	69.85	スーパーマーケット
マックスバリュ西日本株式会社	1,699百万円	63.66	スーパーマーケット
マックスバリュ九州株式会社	1,604百万円	78.53	スーパーマーケット
マックスバリュ北海道株式会社	1,176百万円	64.93	スーパーマーケット
ミニストップ株式会社	7,491百万円	53.86	コンビニエンスストア

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(ドラッグ・ファーマシー事業) ウエルシアホールディングス株式会社	7,736百万円	% 50.63	ドラッグ事業の管理
(総合金融事業) イオンフィナンシャルサービス株式会社	45,698百万円	49.89	銀行持株会社
AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.	269百万香港ドル	67.13	金融サービス業
AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD	466百万マレーシアドル	65.07	金融サービス業
AEON THANA SINSAP (THAILAND) PLC.	250百万タイバーツ	63.12	金融サービス業
株式会社イオン銀行	51,250百万円	100.00	銀行業
(ディベロッパー事業) イオンモール株式会社	42,271百万円	56.16	ディベロッパー事業
(サービス・専門店事業) 株式会社コックス	4,503百万円	71.65	カジュアルファッション専門店
株式会社ジーフット	3,750百万円	66.93	靴専門店
イオンディライト株式会社	3,238百万円	57.73	総合ファシリティ マネジメントサービス業
株式会社イオンファンタジー	1,747百万円	68.68	アミューズメント業
株式会社ツヴァイ	456百万円	68.81	結婚情報サービス業
(国際事業) AEON CO. (M) BHD.	702百万マレーシアドル	51.68	総合小売業
AEON Stores (Hong Kong) Co., Limited	115百万香港ドル	60.59	総合小売業

(注1) 議決権比率には、間接所有も含まれています。

(注2) 当期末において、特定完全子会社はありません。

(10) 当社の剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の株主還元政策は、中長期的な成長による企業価値向上と利益還元のバランスの最適化を図ることを重点施策と位置付け、株主の皆さまからお預かりした資本に対していかに報いるかという視点に立ち、連結業績を勘案した配当政策を行ってまいります。

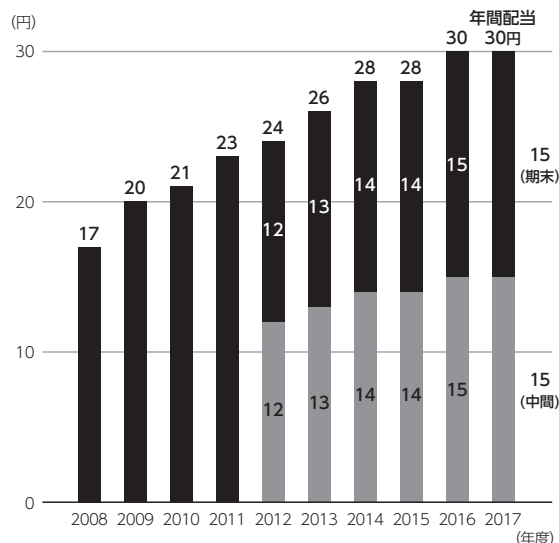
1株当たり年間配当金につきましては、前年以上を維持しつつ、連結配当性向30%を目標として定め、さらなる利益成長ならびに株主還元を努めていきます。

また、当社は株主の皆さまの利益還元の機会を充実させる目的で、剰余金の配当を年2回実施することとし、会社法第459条の規定に基づき取締役会の決議によって剰余金の期末配当を行うことができる旨を定めています。

【当期の剰余金の配当について】

当期の剰余金の期末配当は、2018年4月11日開催の取締役会決議により、1株当たり普通配当15円とさせていただきます。これにより、中間配当15円と合わせた当期の年間配当金は1株当たり30円となります。なお、期末配当金の支払開始日(効力発生日)は2018年5月1日(火曜日)とさせていただきます。

年間配当金の推移(1株当たり)



(注1) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てています。

(注2) 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれていません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2018年2月28日現在)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	5,474,121
現金及び預金	918,053
受取手形及び売掛金	1,292,103
有価証券	208,866
たな卸資産	600,287
繰延税金資産	45,707
営業貸付金	347,829
銀行業における貸出金	1,819,681
その他	298,118
貸倒引当金	△56,525
固定資産	3,978,634
(有形固定資産)	2,755,112
建物及び構築物	1,529,041
工具、器具及び備品	228,380
土地	828,326
リース資産	75,653
建設仮勘定	93,251
その他	459
(無形固定資産)	295,100
のれん	155,628
ソフトウェア	77,090
リース資産	26,584
その他	35,796
(投資その他の資産)	928,421
投資有価証券	252,386
退職給付に係る資産	16,209
繰延税金資産	96,951
差入保証金	406,500
店舗賃借仮勘定	2,349
その他	166,126
貸倒引当金	△12,102
資産合計	9,452,756

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	5,447,642
支払手形及び買掛金	906,195
銀行業における預金	3,007,289
短期借入金	332,486
1年内返済予定の長期借入金	272,136
1年内償還予定の社債	25,803
コマース・ペーパー	81,049
リース債務	14,460
未払法人税等	50,003
賞与引当金	31,874
店舗閉鎖損失引当金	5,790
ポイント引当金	19,435
設備関係支払手形	106,253
その他	594,862
固定負債	2,088,377
社債	482,112
株予約権付社債	29,948
長期借入金	1,026,738
リース債務	61,055
繰延税金負債	54,648
役員退職慰労引当金	927
店舗閉鎖損失引当金	3,776
偶発損失引当金	75
利息返還損失引当金	3,098
商品券回収損失引当金	4,956
退職給付に係る負債	25,643
資産除去債務	85,993
長期預り保証金	264,591
その他	44,811
負債合計	7,536,019
(純資産の部)	
株主資本	1,061,920
資本金	220,007
資本剰余金	306,464
利益剰余金	574,409
自己株	△38,962
その他の包括利益累計額	89,641
その他有価証券評価差額金	77,701
繰延ヘッジ損益	△3,013
為替換算調整勘定	13,356
退職給付に係る調整累計額	1,597
株予約権	1,921
非支配株主持分	763,254
純資産合計	1,916,737
負債純資産合計	9,452,756

連結損益計算書 (2017年3月1日から2018年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額	金 額
売上高		7,380,567
総合金融事業における営業収益		363,824
その他の営業収益		645,620
営業収益合計		8,390,012
売上原価		5,325,422
総合金融事業における営業原価		31,260
営業原価合計		5,356,683
営業総利益		2,055,144
販売費及び一般管理費		3,033,329
営業外利益		2,823,056
受取利息	2,540	
受取配当金	2,371	
持分法による投資利益	3,839	
未回収商品券受入益	3,414	
テナント退店違約金受入益	2,759	
貸倒引当金戻入額	716	
差入保証金回収益	2,707	
その他の費用	9,756	28,106
営業外費用		
支払利息	15,321	
その他	9,286	24,607
経常利益		213,772
特別利益		
固定資産売却益	22,582	
その他	4,604	27,186
特別損失		
固定資産売却損失	3,606	
減損損失	48,332	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	4,132	
固定資産除却損失	3,466	
店舗閉鎖損失	3,558	
その他	9,267	72,364
税金等調整前当期純利益		168,594
法人税、住民税及び事業税	83,807	
法人税等調整額	△8,072	75,735
当期純利益		92,859
非支配株主に帰属する当期純利益		68,336
親会社株主に帰属する当期純利益		24,522

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

参考

計算書類

貸借対照表(2018年2月28日現在)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	466,307
現金及び預金	808
前払費用	114
繰延税金資産	467
関係会社短期貸付金	444,434
未収収益	12,146
未収入金	8,251
その他	84
固定資産	1,043,058
(有形固定資産)	
建物	10,680
構築物	79
工具、器具及び備品	254
土地	3,984
(無形固定資産)	
商標権	518
その他	559
(投資その他の資産)	
投資有価証券	144,566
関係会社株式	811,496
関係会社出資金	97,189
長期前払費用	100
その他	1,319
貸倒引当金	△165
投資等損失引当金	△27,525
資産合計	1,509,365

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	174,004
短期借入金	23,308
1年内返済予定の長期借入金	22,500
1年内償還予定の社債	20,000
未払金	9,342
未払費用	2,482
未払法人税等	1,643
未払消費税等	420
預り金	93,679
賞与引当金	161
その他	465
固定負債	627,733
社債	171,500
長期借入金	359,800
投資等損失引当金	79,408
繰延税金負債	15,007
その他	2,016
負債合計	801,737
(純資産の部)	
株主資本	634,982
資本金	220,007
資本剰余金	316,894
資本準備金	316,894
利益剰余金	136,977
利益準備金	11,770
その他利益剰余金	125,207
固定資産圧縮積立金	4,485
別途積立金	95,500
繰越利益剰余金	25,221
自己株式	△38,897
評価・換算差額等	72,333
その他有価証券評価差額金	73,562
繰延ヘッジ損益	△1,229
新株予約権	313
純資産合計	707,628
負債純資産合計	1,509,365

損益計算書 (2017年3月1日から2018年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	36,899	
関係会社受入手数料	20,717	
その他	1,149	58,766
営 業 総 利 益		58,766
販売費及び一般管理費		19,770
営 業 利 益		38,995
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	7,216	
その他	92	7,308
営 業 外 費 用		
支払利息	6,186	
投資等損失引当金繰入額	20,275	
その他	1,141	27,603
経 常 利 益		18,701
特 別 利 益		
関係会社清算益	3,656	
関係会社株式売却益	2,550	
その他	89	6,296
特 別 損 失		
投資等損失引当金繰入額	2,577	
関係会社株式評価損	1,081	
その他	337	3,996
税 引 前 当 期 純 利 益		21,001
法人税、住民税及び事業税	4,415	
法人税等調整額	△354	4,060
当 期 純 利 益		16,941

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

参考

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年4月10日

イオン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 手塚 正彦 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大森 茂 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 東川 裕樹 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石山 健太郎 ㊦

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イオン株式会社の2017年3月1日から2018年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の連結計算書類に係る監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2017年3月1日から2018年2月28日までの第93期事業年度における連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針等に従い、連結計算書類について、執行役等及び会計監査人から報告を受け、必要に応じて説明を求めるほか、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、当会社の内部監査部門に指示し、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況や「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年4月11日

イオン株式会社 監査委員会

監査委員 佐藤 謙 ㊟

監査委員 内永 ゆか子 ㊟

監査委員 長島 徹 ㊟

監査委員 大野 恒太郎 ㊟

(注) 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年4月10日

イオン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 手塚 正彦 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大森 茂 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 東川 裕樹 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石山 健太郎 ㊦

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオン株式会社の2017年3月1日から2018年2月28日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2017年3月1日から2018年2月28日までの第93期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）及びその運用状況について執行役及び主要な使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するほか、監査委員会が定めた監査の方針等に従い、当社の内部監査部門に指示し、重要な会議への出席、執行役等及び会計監査人からのその職務の執行に関する事項の報告聴取、重要な決裁書類等の閲覧等の方法により、業務及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及びロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、必要に応じて事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況や「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載並びに取締役及び執行役の職務の執行についても指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの取組みは、当該基本方針及び株主の共同の利益に沿うものであり、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年4月11日

イオン株式会社 監査委員会

監査委員 佐藤 謙 ㊟

監査委員 内永 ゆか子 ㊟

監査委員 長島 徹 ㊟

監査委員 大野 恒太郎 ㊟

(注) 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

■本株主総会終了後の各委員会委員および執行役(予定)

各委員会委員(2018年5月23日付予定)

委 員 会 名	氏 名 ※は委員会議長
監 査 委 員 会	※大野 恒太郎 内永 ゆか子 長島 徹 塚本 隆史
指 名 委 員 会	※内永 ゆか子 大野 恒太郎 ピーター チャイルド 岡田 元也
報 酬 委 員 会	※長島 徹 塚本 隆史 ピーター チャイルド 岡田 元也

執行役(2018年5月23日付予定)

地 位	氏 名	担 当
代表執行役社長	岡 田 元 也	グループCEO
代表執行役副社長	森 美 樹	グループCOO
執行役副社長	山 下 昭 典	財務・経営管理担当
執行役副社長	若 生 信 弥	経営企画担当
執行役	吉 田 昭 夫	ディベロッパー事業担当
執行役	岡 崎 双 一	GMS事業担当
執行役	藤 田 元 宏	SM事業担当
執行役	羽 生 有 希	中国事業担当
執行役	柴 田 英 二	商品担当
執行役	鈴 木 正 規	総合金融事業担当
執行役	中 山 一 平	サービス・専門店事業担当
執行役	三 宅 香	環境・社会貢献・PR・IR担当
執行役	小 佐 野 豪 績	IT担当
執行役	高 橋 丈 晴	人事・管理担当兼リスクマネジメント管掌
執行役	齊 藤 岳 彦	デジタル事業担当

株主総会終了後の体制につきましては、本株主総会終了後に各議案の決議結果とともに当社ホームページ内に掲載させていただきます。

■インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットをご利用の株主の皆さまへ

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使いただけますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

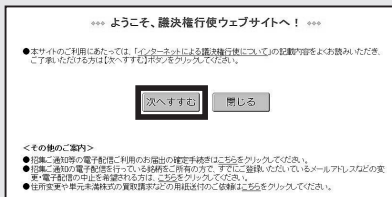
(半角でご入力ください)

または、右記の「QRコード」からアクセスしてください。

(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です)



※同封の「議決権行使のお願い」の裏面に詳細なアクセス手順をご案内していますので、ご参照ください。



議決権行使の方法および取り扱いについて

1. インターネットにより議決権を行使される場合は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)をご利用いただくことによるのみ可能です。また、スマートフォン等で、議決権行使ウェブサイトをご利用された場合、パソコン用ウェブサイトへ接続されます。同封の議決権行使書用紙右側に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要となりますのでご注意ください。
2. 上記により議決権行使ウェブサイトへアクセスされると、株主さまご本人にお決めいただく新しいパスワードが必要となります。
3. インターネット等による議決権の行使は、2018年5月22日(火曜日)午後6時まで受け付けますが、議決権行使結果集計の都合上、できるだけ早めに行ってくださいますようお願い申し上げます。
4. インターネット等と郵送の両方で議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。同一の日に到着した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしします。
5. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金)などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。

パスワードの取り扱いについて

1. パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。暗証番号と同様に大切に保管願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。
2. 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関してのみ有効です。ログイン後、パスワードについては株主さまご本人がお決めになったものに変更していただけます。

インターネットによる議決権の行使に関する パソコン等の操作方法がご不明な場合

詳細は、下記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル 電話 0120-652-031
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

お知らせ

「スマホ招集通知」サービスのご案内

当社では、株主の皆さまとのコミュニケーションの深化を図るため、スマートフォンで招集通知・関連情報の閲覧や議決権行使が容易にできる「スマホ招集通知」サービスを提供しています。



【「スマホ招集通知」アクセス方法】



左記QRコードからアクセスしてください。

または、<http://p.sokai.jp/8267/>

(半角でご入力ください)



本サービスは、株主さまの利便性向上を目的として提供する任意のサービスです。ご利用の端末や通信環境等により閲覧できない場合がございますので、予めご了承ください。また、議決権行使の際は、前頁(63頁)のご案内をご確認ください。

株式に関する「マイナンバー制度」のご案内

2016年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続きにおいてマイナンバーの利用が開始されています。株式等の税務関係の手続きでもマイナンバーが必要となりますので、株主さまのマイナンバーについては、お取引の証券会社等へお届けください。

◎お届けに関するお問い合わせ先

証券会社の口座にて株式を管理されている株主さま……お取引の証券会社にお問い合わせください。

証券会社とのお取引がない株主さま……三井住友信託銀行(株)(連絡先は66頁に記載の「株主メモ」欄をご参照ください。)

■株主優待制度のご案内

ご優待1 イオン株主さまご優待カード(AEON OWNER'S CARD)

オーナーズカードは、イオン株式会社の株式を100株以上ご所有の株主さまの優待カードです。

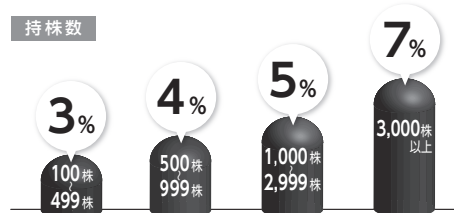
毎日のお買い物がオトク!

3・4・5・7%のキャッシュバック

オーナーズカードをご提示いただき、現金、WAON、各種イオンマークのカードでのクレジット払い、イオン商品券、イオンギフトカードでお支払いいただきますと、対象となるお支払い金額合計に対して持株数に応じた返金率をかけた金額を半期毎にまとめてご返金します。

オーナーズカードは、お会計の前にレジにてご提示ください。

- ※上記以外でのお支払いは、キャッシュバック特典の対象にはなりません。
- ※新規登録の株主さまに、株主優待権利確定の約1ヶ月後に、オーナーズカード発行のご案内をお送りしています。
- ※ご返金引換証は、10月中旬、4月中旬頃の年2回お送りしています。
- ※イオン、ダイエー、マックスバリュ、イオンスーパーセンター、ザ・ビッグなどの店舗でご利用いただけます。ご利用いただける会社・利用方法等に関して詳しくは、当社ホームページにてご確認ください。
<http://www.aeon.info/company/yutai/>



ご優待2 長期保有株主優待制度

当社では、長期に株式を保有いただいている株主さまを対象とした株主優待制度を設けています。

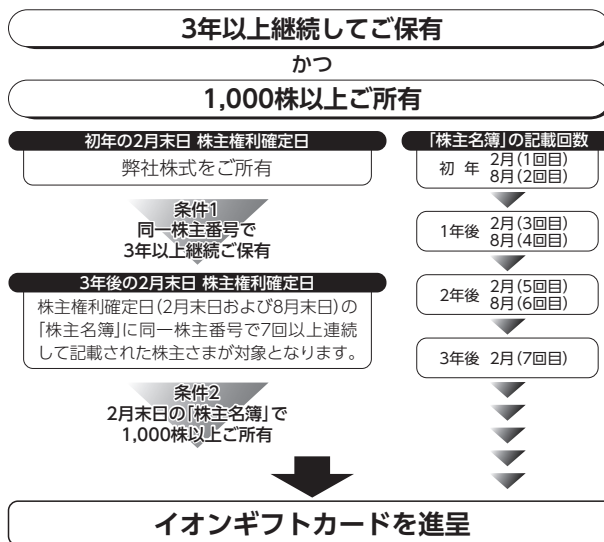
3年以上継続して当社株式を保有され、かつ毎年2月末日時点で1,000株以上保有の株主さまに下記の基準でイオンギフトカードを進呈させていただきます。

▶お持ちの株式数と進呈金額

2月末日時点 保有株式数	イオンギフトカード金額
1,000～1,999株	2,000円
2,000～2,999株	4,000円
3,000～4,999株	6,000円
5,000株以上	10,000円

- ※毎年2月末日時点で3年以上継続保有の方に、5月下旬頃に上記の基準でイオンギフトカードを送呈いたします。
- ※3年以上継続保有の株主さまとは、2月末日および8月末日時点の株主名簿に、同一株主番号で、7回以上連続で記載された株主さまとします。

本年は2015年2月末日権利確定日以前より株式を保有している株主の皆さまに、5月下旬頃に上記基準で進呈いたします。



○株主優待制度に関するお問い合わせ先
イオン株式会社コーポレート・コミュニケーション部株式グループ
Tel 043-212-6012 <http://www.aeon.info/company/yutai/>

■株主メモ

決 算 期	2月末日
基 準 日	期末配当、定時株主総会 2月末日 中間配当 8月末日 (そのほか必要がある場合には、あらかじめ公告します)
定 時 株 主 総 会	5月末日までに開催
公 告 方 法	電子公告 ただし電子公告による公告ができない場合は、 日本経済新聞に掲載して行います。 (アドレス) http://www.aeon.info/ir/
上場証券取引所	東京証券取引所
株主名簿管理人 および特別口座 の口座管理機関	〒100-8233 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 電話照会先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-782-031 (フリーダイヤル)

1 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社等に口座がないため特別口座にて管理されている株主さまは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

2 未払配当金のお支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

イオンに関する情報は
ホームページでご覧になれます。



お得なショッピング情報からオンラインショップ、ニュースリリース、グループ企業紹介、環境保全・社会貢献活動までイオンのすべてがわかるホームページです。IR情報や株主優待制度については、「株主・投資家の皆さま」にてご確認ください。
※本定時株主総会の決議のご報告につきましては、議決権の行使結果と合わせて当社ホームページ内に掲載させていただきます。



<http://www.aeon.info/>

株主総会会場のご案内

【場 所】 千葉市美浜区中瀬2丁目1番地 幕張メッセ 国際展示場5ホール

【TEL】 043-296-0001(代表)

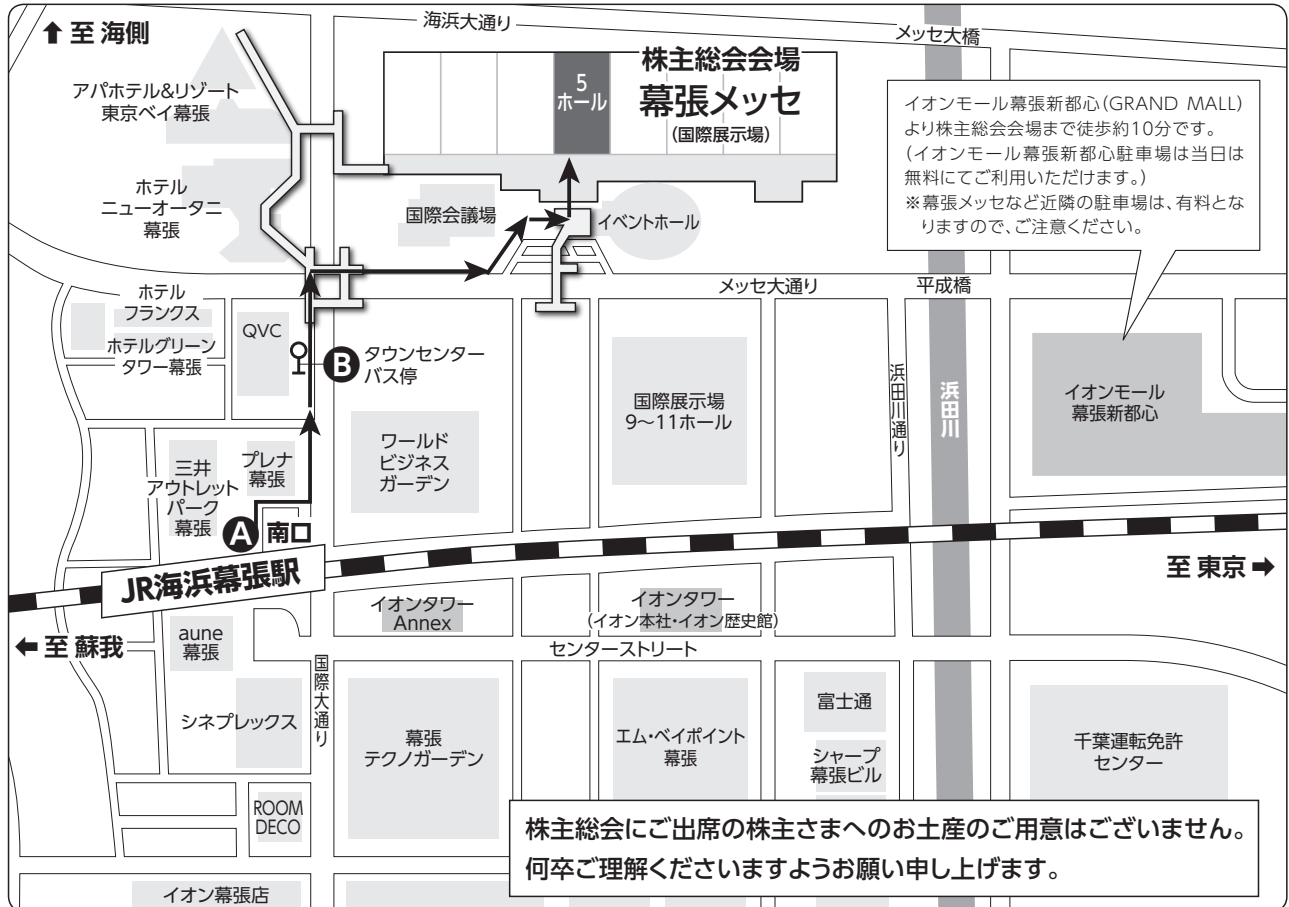
【交通】

JR京葉線
「海浜幕張駅」より徒歩

A 「海浜幕張駅」南口より徒歩約10分

JR総武線・京成千葉線
「幕張本郷駅」よりバス

B 京成バス:「ZOZOマリンスタジアム」「医療センター」行き
「タウンセンター」バス停下車 徒歩約3分(幕張本郷駅より約18分)



木を植えています
私たちはイオンです



この印刷物は、FSC®認証紙を使用し、環境に優しい植物油インキを使って印刷しています。

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。スマートフォンでQRコードを読み取りください。





株主の皆さまへ

**第93期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報**

2018年4月27日

イオン株式会社

目 次

■事業報告

- 当社の新株予約権等に関する事項 1頁
- 会社の体制および方針 3頁
- 会社の支配に関する基本方針 7頁

■連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書 9頁
- 連結注記表 10頁

■計算書類

- 株主資本等変動計算書 25頁
- 個別注記表 26頁

上記事項の内容は、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.aeon.info/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされる情報です。

■事業報告

●当社の新株予約権等に関する事項

- ① 事業年度末日における当社取締役および執行役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	保有者数	発行価額	行使価額
第4回新株予約権 (2008年11月20日)	2008年11月21日～ 2023年11月20日	18個	1,800株	2名	1株当たり 710円	1株当たり 1円
第8回新株予約権 (2010年6月21日)	2010年7月21日～ 2025年7月20日	74個	7,400株	2名	1株当たり 885円	1株当たり 1円
第9回新株予約権 (2011年6月21日)	2011年7月21日～ 2026年7月20日	79個	7,900株	2名	1株当たり 805円	1株当たり 1円
第10回新株予約権 (2012年6月21日)	2012年7月21日～ 2027年7月20日	186個	18,600株	4名	1株当たり 817円	1株当たり 1円
第11回新株予約権 (2013年6月21日)	2013年7月21日～ 2028年7月20日	223個	22,300株	5名	1株当たり 1,097円	1株当たり 1円
第12回新株予約権 (2014年6月21日)	2014年7月21日～ 2029年7月20日	97個	9,700株	4名	1株当たり 1,064円	1株当たり 1円
第13回新株予約権 (2015年6月21日)	2015年7月21日～ 2030年7月20日	94個	9,400株	4名	1株当たり 1,423円	1株当たり 1円
第15回新株予約権 (2017年6月21日)	2017年7月21日～ 2032年7月20日	185個	18,500株	7名	1株当たり 1,515円	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件(各回共通)

- ・新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者と報酬委員会で判断した者を含む。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役等を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
- ・新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

② 事業年度中に当社の従業員、子会社の役員および従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

イ. 当社従業員(当該役員在任中の職務執行の対価として交付されています)

名称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	保有者数	発行価額	行使価額
第15回新株予約権 (2017年6月21日)	2017年7月21日～ 2032年7月20日	43個	4,300株	2名	1株当たり 1,515円	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件は、前記①と同様

ロ. 当社子会社役員および従業員

名称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	保有者数	発行価額	行使価額
第15回新株予約権 (2017年6月21日)	2017年7月21日～ 2032年7月20日	29個	2,900株	11名	1株当たり 1,515円	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件は、前記①と同様

●会社の体制および方針

(1) 当社のコーポレートガバナンスの基本的な考え方と体制およびその実施状況

① コーポレートガバナンスの基本的な考え方

イオンは「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」という基本理念を全ての企業活動の指針とした経営を追求してきました。

このような価値観に基づき、当社のコーポレートガバナンスのあり方を、以下の5つの基本姿勢を中核とした「コーポレートガバナンス基本方針」として定めています。

i お客さま基点、現場主義による価値創造

お客さまの幸福感の実現を最大の企業使命として、お客さまとの接点である現場主義を貫き、常にお客さま基点で考えることで、変化するお客さまのニーズに対応した最適な価値創造を追求します。

ii 最大の経営資源である人間の尊重

人間こそが最大の経営資源であるとの信念に基づき、従業員を尊重し、多様性を重視し、教育機会を積極的に提供することで従業員が自己成長に努め、強い絆で結ばれ、お客さまへの貢献を至上の喜びとする従業員で構成された企業を目指します。

iii 地域社会とともに発展する姿勢

地域社会の一員、心を持った企業市民として、同じ地域社会の参加者であるお客さま、従業員、株主、取引先とともに発展し、地域社会の豊かさ、自然環境の持続性、平和に貢献することを目指します。

iv 長期的な視野と絶えざる革新に基づく持続的な成長

お客さま、地域社会の期待に応え続けるために、変化する経営環境に対応するための絶えざる革新に挑戦することで、長期的な視野に立った価値創造を伴う持続的な成長と、グループ全体の継続的な価値向上を志向する経営に努めます。

v 透明性があり、規律ある経営の追求

お客さま、ステークホルダーとの積極的な対話に努め、評価を真摯に受け止め、常に自らを律することで、透明性と規律がある経営を追求します。

② 企業統治体制

当社は、「グループ全体を視野に入れた基本理念に基づく経営」「透明かつ持続性と安定性を持った経営」「お客さまを原点とした絶えざる革新」を追求し、これらを実践するための最適な企業統治体制として、指名委員会等設置会社を選択しています。

これにより、経営の監督と業務執行を分離して、執行役に大幅な権限移譲を行い迅速な経営の意思決定を実現する体制を整える一方、社外取締役を過半数とする指名委員会・監査委員会・報酬委員会の3委員

会を設置して、経営の透明性と客観性を担保しています。

また、純粋持株会社としてグループの事業や個社の枠組みを越え、グループが目指すべき経営方針の策定や、経営資源配分の最適化、事業を越えたシナジーの創出に取り組んでいます。

③ 取締役会および委員会の実施状況

	開催状況	主な役割
取締役会	年7回	・取締役および執行役の職務執行の監督 ・会社法第416条に定められる取締役会で決定しなければならない事項および執行役に委任することができない事項の決定
監査委員会	年9回	・取締役および執行役の職務執行の監査 ・株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・再任しないことに関する議案内容の決定
指名委員会	年3回	・株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案内容の決定
報酬委員会	年3回	・取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定

(2) 監査委員会の職務の遂行のために必要な事項ならびに執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するために必要な体制

【取締役会の決議の概要】

① 監査体制関連事項

- ・内部監査部門は監査委員会の職務の補助を行い、内部監査部門の異動については、監査委員会の同意を必要とする。
- ・グループ全体を対象とした内部監査・内部統制の状況、およびグループの全従業員を対象とした内部通報制度への通報内容は、定期的に監査委員会に報告される。
- ・内部監査部門は、重要な会議に出席するほか、執行役等からその職務執行状況の報告を聴取し、監査委員会に報告する。

② 情報保存管理体制

- ・各会議議事録は事務局によって作成・保管され、決裁書は立案者によって保存・管理される。

③ リスク管理体制

- ・リスクマネジメント管掌(リスクマネジメント委員会を招集)を設置し、イオン・マネジメントコミッティ(最高経営会議)のもとにリスクマネジメント体制を構築するとともに、その運用状況を内部監査部門が監視する。
- ・取引を含め、反社会的勢力を排除すべく、社内規定の整備や捜査機関等との緊密な連携を通じ、組織として対応する。
- ・財務報告に係る内部統制構築(いわゆる「J-SOX法」への対応)に関し、グループ会社を含め取り組む。

④ 効率的職務執行体制

- ・職務責任権限規程により、各職位の職務および権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、協議先部門を定めて牽制機能を果たす。

⑤ コンプライアンス体制

- ・イオン行動規範を制定し、グループ全従業員に徹底するとともに、コンプライアンス指導を定期的を実施し、最新の法改正に対応したコンプライアンス体制を構築する。

⑥ グループ会社管理体制

- ・グループ会社に対して、事業別・機能別改革委員会等において経営計画を審議するとともに、グループ本社として本社各部門が業務指導を行い、各社の経営の自主性・独自性を保持しつつ、一体的なグループ経営を進める。

【運用状況について】

当社は、全てのステークホルダーに対する責任を果たすことを目的に、経営の透明性、公正性を担保し、持続的で安定的な経営の実践に努め、これらを支える仕組みとしての内部統制に係る体制整備やコンプライアンス、リスクマネジメントの進化に常に取り組んでいます。

監査体制については、監査委員会の独立性を最大限に保ち、透明性の高い監査を行うため、監査委員全員を独立社外取締役としています。また、業務執行部門から独立したグループ経営監査室を設置し、重要会議への出席や執行役等からのヒアリングによる情報収集を行うほか、グループ経営に関する内部監査および会計監査人と連携して、監査委員会の職務の補助をすることで監査の実効性を確保しています。

コンプライアンス体制では、従業員が共有する日常行動の基本的な考え方、判断基準をまとめた「イオン行動規範」のグループ全従業員への周知徹底を図るとともに、コンプライアンス意識の向上やイオンの基本理念の共有を目的とした研修を継続して実施しています。また、法令や倫理規範に違反する行為の未然防止および早期発見を目的に、当社および社外連絡先を窓口とするグループとしての内部通報制度「イオン行動規

「110番相談窓口」を設置しています。

通報・相談内容に関しては、関連部署が調査確認したうえで是正・再発防止策が講じられており、重要な通報については、予め定められた対応フローに基づき、各取締役に報告されています。また、内部通報制度の運用状況に関しては定期的に監査委員会に報告されています。

情報保存管理体制については、情報の適切な保存・管理および漏洩防止のため「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」等の各種社内規程を整備し、情報管理および機密情報漏洩の防止に努めています。

リスク管理体制については、リスクマネジメント管掌を配置し、リスクマネジメント管掌を委員長とするリスクマネジメント委員会を開催しています。リスクマネジメント委員会では、リスクアセスメント等により優先順位の高いリスクを抽出したうえで、対応およびその効果について進捗管理を実施し、イオン・マネジメントコミッティにリスク管理状況および対応を報告・提案しています。またリスクを軽減し事業を継続する様々な取り組みが評価され、2017年7月には、災害対策基本法の規定に基づき内閣総理大臣から「指定公共機関」として指定されました。災害発生時における商品調達・物流網機能、一時避難所としての施設利用面でのライフラインとして期待されています。また、2017年12月には、株式会社日本政策投資銀行が実施する「DBJ BCM格付」において、最高ランクの格付を取得しました。財務報告に係る内部統制構築においては、経営者が信頼性のある財務報告を作成する方針等を明確に示し、方針や指示が財務報告の作成に関連する連結子会社に伝達される体制の整備を行うなどグループ会社と一体となって取り組んでいます。また、対応状況については、グループ経営監査室により確認されています。

反社会的勢力の排除に向けては、具体的対応策を規定する防犯規程等を定め、各種研修等を通じて責任者への教育を実施しています。また、反社会的勢力の不当要求情報を得る目的として、「不当要求情報管理機関」である公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、反社会的勢力の排除に努めています。

グループ会社管理に関しては、当社が管理する事業毎の方針や予算について各事業改革委員会等で審議し経営の方向性を定めています。イオン・マネジメントコミッティでは、特に重要な案件について協議して持株会社としての意思決定をするとともに施策と数値の進捗管理をしています。また、国内主要グループ会社の監査役による実務研究・情報交換等に関する会議を定期的実施したほか、内部監査責任者会議、総務部長会議等のグループ横断的な会議を通じて、基本理念に基づく経営に向けた施策推進・情報共有等を進めています。

●会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容およびその実現に資する取り組みの概要

イオンは、お客さまへの貢献を永遠の使命とし最もお客さま志向に徹する企業集団であり、小売業と関連産業を通してお客さまのより豊かな生活に貢献すべく、事業を展開してまいりました。お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献するという不変の理念を堅持し、お客さま満足の実践と継続的な企業価値の向上に努めてきており、この理念が企業価値の根幹をなしています。また、イオンの企業価値は、継続的かつ長期的な企業成長や同士・朋友との協力・提携に加え、雇用の確保、生活文化の向上や環境保全・社会貢献など様々な価値を包含し形成されているものです。

これらの正しい商売の実践と社会的責任を全うするためには、長期的視野でイオンの理念を具現化していくことが必要であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、上記の企業価値を維持、発展させていく者でなければならないと考えています。

② 不適切な支配の防止のための取り組みの概要

当社株式は、金融商品取引所（証券取引所）に上場され自由な売買が可能ですが、万一短期的な利益を追求するグループ等による買収が開始されて不公正な買収提案がなされると、株主の皆さまに結果として不利益を与えるおそれもあります。買収提案を受け入れるか否かは株主の皆さまの判断によるべきものですが、買収提案のあった際に、株主の皆さまが、十分かつ正確な情報と十分な時間のもとにご判断いただけるように十分な資料提供をするように所定の手順をふむことを求めるとともに、明らかに株主一般の利益を害すると判断される買収行為には対策を講じることができるよう、「当社株式の大量取得行為に関わる対応方針（買収防衛策）継続の件」を2015年5月27日開催の第90期定時株主総会に付議し、株主の皆さまのご承認をいただきました。

これは「事前警告型」買収防衛策であり、当社議決権の20%以上の株式取得を行おうとする者に対しては、大量株式取得者の概要、取得対価の算定根拠、買取方法、買取資金源、買取後の経営方針等につき当社への十分な情報提供を行うことなどの買収ルールへの遵守を要請します。

当社取締役会は、大量株式取得者が登場し次第、その事実を開示するとともに、外部の専門家1名以上と社外取締役から成る独立委員会を設置し、提供された情報（追加提供を求める場合にも意向表明書受領日から60日以内の日を最終回答期限とします）をもとに、同委員会に意見を求め、その意見を最大限尊重した上で、所定の評価期間（60日間または90日間）内に、当該買収提案に対する評価結果等を発表します。この取締役会および独立委員会においては、判断の客観性をさらに高めるため、適宜他の専門家にも意見を求めることができます。また、上記ルールが守られない場合や、株式の高値買戻要求や高値売抜けが目的であると推測されるなど、株主の皆さまの利益が害されることが明らかである場合には、所定

の評価期間の経過を待たずに、当社取締役会が新株発行、新株予約権発行などの対抗策をとり得ることとします。なお、大量株式取得者の権利行使が制限される行使条件差別型新株予約権を発行するときは、株主の皆さまにわずらわしい手続をしていただくなくてもいいように、会社による取得条項付とさせていただきます。また、対抗措置の内容・採否は、取締役としての善管注意義務に従い、原則として取締役会が決定・実施していきますが、例外的には、その内容・効果等に鑑みて株主の皆さまのご判断を仰ぐべきであるとして、当社株主総会にその採否をご決議いただくことがあります。

株主の皆さまには、手続の各段階において、適時に十分に情報開示し、ご判断に供していただけるようにしていきます。

なお、この買収防衛策の有効期間は2018年5月に開催予定の定時株主総会の終結時までです。

③ 上記②の取り組みについての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

大量株式取得者に要請する各種資料は、大量株式取得者の概要だけでなく、資金面の背景および資金スキーム、株式取得方法の適法性に関する事項、買収後の経営計画等であり、これらの資料開示を通じて、イオンの理念(上記基本方針)に対する大量株式取得者の具体的な態度が明示されることになるとともに、何よりも、株主の皆さまの判断材料が充実したものになります。

従って、当社取締役会は、上記対応方針は、上記基本方針および当社の株主の共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

■連結計算書類

●連結株主資本等変動計算書 (2017年3月1日から2018年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2017年3月1日残高	220,007	315,813	575,147	△40,709	1,070,259
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△25,249		△25,249
親会社株主に帰属する当期純利益			24,522		24,522
自己株式の取得				△27	△27
自己株式の処分			△10	1,775	1,764
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△9,348			△9,348
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△9,348	△738	1,747	△8,338
2018年2月28日残高	220,007	306,464	574,409	△38,962	1,061,920

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2017年3月1日残高	52,440	△2,588	10,178	1,091	61,121	1,820	729,209	1,862,410
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△25,249
親会社株主に帰属する当期純利益								24,522
自己株式の取得								△27
自己株式の処分								1,764
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△9,348
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	25,261	△425	3,177	505	28,519	100	34,045	62,665
連結会計年度中の変動額合計	25,261	△425	3,177	505	28,519	100	34,045	54,326
2018年2月28日残高	77,701	△3,013	13,356	1,597	89,641	1,921	763,254	1,916,737

●連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1-1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数……291社

主要な連結子会社の名称：

イオンリテール(株)、イオン九州(株)、イオン北海道(株)、(株)ダイエー、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)、(株)マルエツ、(株)カスミ、(株)サンデー、マックスバリュ北海道(株)、マックスバリュ東北(株)、マックスバリュ東海(株)、マックスバリュ中部(株)、マックスバリュ西日本(株)、マックスバリュ九州(株)、ミニストップ(株)、イオンフィナンシャルサービス(株)、イオンクレジットサービス(株)、(株)イオン銀行、イオンモール(株)、(株)ツヴァイ、(株)イオンファンタジー、イオンディライト(株)、(株)コックス、(株)ジーフト、ウエルシアホールディングス(株)、ウエルシア薬局(株)、AEON CO. (M) BHD.、AEON STORES (HONG KONG) CO.,LTD.、AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.、AEON THANA SINSAP (THAILAND) PLC.、AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD

(2)非連結子会社の数……4社

非連結子会社の名称：

(株)茨城ファミリーデパート、(株)函南ショッピングセンター、ウエルシアオアシス(株)、ウエルシアリテールソリューション(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

1-2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法適用関連会社の数……31社

主要な会社の名称：

(株)ベルク、(株)タカキュー、(株)メディカルー光、(株)やまや、(株)いなげや、(株)ワンダーコーポレー

ション

(2)持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社（(株)茨城ファミリーデパート他6社）は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3)持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

債務超過会社に対する持分額は、当該会社に対する貸付金等を考慮して貸付金等の消去及び流動負債その他を計上しております。

1-3. 連結の範囲の変更

(1)以下の7社を新たに連結子会社としております。

設立：(株)アスビズサポート、WELCIA-BHG (SINGAPORE) PTE.LTD.、AEON MALL (CHANGSHU) BUSINESS MANAGEMENT CO.,LTD.、AEON FANTASY VIETNAM CO.,LTD.、永旺永楽（上海）企業管理有限公司、武漢小竹酒店管理服务有限公司

株式取得：

(株)丸大サクラヤ薬局

(2)以下の12社を連結の範囲から除外しております。

合併：(株)天仁製茶、日本橋ファーマ(株)、イオンディライトセレス(株)、FMSソリューション(株)

清算：津南郊ショッピングセンター(株)、(株)徳島リバーシティ、(株)海と大地、(株)ジーシー興産、AEON Credit Guarantee (China) Co.,Ltd.、Eternal 6 Special Purpose Vehicle Co.,Ltd.

売却：箕面駅前パーキングサービス(株)

持分法適用関連会社へ移行：

AEON INDEX LIVING SDN.BHD.

1-4. 持分法の適用の範囲の変更

(1)以下の1社を新たに持分法適用関連会社としております。

連結子会社からの移行：

INDEX LIVING MALL MALAYSIA SDN. BHD.

INDEX LIVING MALL MALAYSIA SDN. BHD.は、当連結会計年度に社名変更しております。

(旧社名：AEON INDEX LIVING SDN. BHD.)

(2)以下の2社を持分法適用関連会社から除外しております。

清算：SNエンタープライズ(株)

売却：L.A.Style(株)

1-5. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1)連結子会社の決算日は以下を除き、連結決算日と一致しております。

イオンフィナンシャルサービス(株)他13社
…………… 3月31日

TASMANIA FEEDLOT PTY.LTD.
…………… 6月30日

AEON STORES (HONG KONG) CO.,LTD.他105社
…………… 12月31日

AEON (U.S.A.), INC.他1社 …………… 1月31日
に最も近い土曜日

Horizon Master Trust (AEON2006-1)
…………… 2月20日

(2)上記に記載した124社のうち、イオンフィナンシャルサービス(株)他20社については、連結決算日から3ヶ月以内の一定日現在で仮決算を実施したうえ連結しております。又、他の103社については、連結決算日との間に生じた重要な取引について必要な調整を行ったうえ連結しております。

1-6. 会計処理基準に関する事項

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

……………移動平均法による原価法

(2)デリバティブ等の評価基準及び評価方法
デリバティブ……………時価法

(3)たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商 品

主として売価還元平均原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）であります。一部の国内連結子会社は主に移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 原材料及び貯蔵品

主として最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(4)固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として経済的耐用年数に基づく定額法
各資産別の主な耐用年数として以下の年数を採用しております。

建物及び構築物

(営 業 店 舗) 20～39年

(事 務 所) 38～50年

(建物附属設備) 3～18年

(構 築 物) 3～20年

工具、器具及び備品 2～20年

そ の 他

(車両運搬具) 4～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（主として5年以内）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定

資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、国内連結子会社は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成19年3月30日改正))の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(5)重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、総合金融事業を営む連結子会社は予め定めている償却・引当基準に則り、主として次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部門等が査定結果を監査してお

ります。

② 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員及びパートタイマーに支給する賞与に備え、支給見込額のうち当連結会計年度に負担する金額を計上しております。

③ ポイント引当金

一部の連結子会社が実施するポイント制度において、ポイントの使用により発生する費用負担に備え、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備え、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 店舗閉鎖損失引当金

一部の連結子会社は、店舗閉店に伴い発生する損失に備え、店舗閉店により合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。

⑥ 偶発損失引当金

一部の国内連結子会社は、将来発生する可能性のある偶発損失に備え、偶発事象毎に個別のリスク等を勘案し、合理的に算出した負担損失見込額を計上しております。

⑦ 利息返還損失引当金

金融サービス業を営む一部の連結子会社は、将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

⑧ 商品券回収損失引当金

一部の国内連結子会社は、負債計上中止後の未回収商品券の回収による損失に備え、将来の回収見込額を計上しております。

(6)退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、主に各連結会計年度の

発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7)重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(8)重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約及び通貨スワップについては、振当処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

為替予約……………外貨建金銭債権債務及び外貨建取引等

通貨スワップ…外貨建借入金

金利スワップ…借入金及び社債

③ ヘッジ方針

為替予約及び通貨スワップは為替変動リスクを回避する目的で、また、金利スワップは金利変動リスクを回避する目的で行っております。なお、デリバティブ取引については管理規定に基づき、担当執行役又は担当取締役の承認を而行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動

またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(9)消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

(10)のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、発生日以後、投資効果の発現する期間等（5年～20年）で均等償却し、少額なものは発生時に一括償却しております。のれんが発生した主な会社別の当初金額と償却期間は次のとおりであります。

イオンモール(株) (旧(株)ダイヤモンドシティ) :

55,625百万円 20年

ウエルシアホールディングス(株) :

54,024百万円 20年

オリジン東秀(株) : 41,903百万円 20年

(株)イオン銀行 : 21,810百万円 20年

1-7. 表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「投資有価証券売却益」(当連結会計年度874百万円)は金額的重要性が乏しくなったため、特別利益の「その他」に含めて表示しております。

1-8. 追加情報

(1)繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(2)従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、中長期的な企業価値向上をはかることを目的とし、信託型従業員持株インセンティブ・プランとして「従業員持株ESOP信託」(以下「ESOP信託」といいます。)を導入しております。

ESOP信託が所有する当社株式は純資産の部に自己株式として表示しており、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において、

[連結]

2,617百万円、2,062,800株であります。また、総額法の適用により計上された長期借入金（1年内返済予定を含む）の帳簿価額は1,200百万円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

2-1. 有価証券の内訳

銀行業における有価証券	203,236百万円
銀行業における買入金銭債権	5,183百万円
その他の	446百万円
合 計	208,866百万円

2-2. たな卸資産の内訳

商 品	587,528百万円
原材料及び貯蔵品	12,758百万円
合 計	600,287百万円

2-3. 有形固定資産減価償却累計額

2,282,350百万円

2-4. 担保に供している資産及び対応する債務

(1)担保に供している資産

建 物 等	66,624百万円
土 地	51,859百万円
有 価 証 券	33,891百万円
売掛金及び営業貸付金	27,452百万円
現金及び預金	525百万円
合 計	180,353百万円

(2)対応する債務

短期借入金	32,578百万円
長期借入金	100,136百万円
(1年内返済予定分を含む)	
預り保証金	3,577百万円
(1年内返済予定分を含む)	
固定負債その他	243百万円
合 計	136,536百万円

2-5. 宅地建物取引業法に基づき担保に供している資産

投資有価証券	24百万円
差入保証金	14百万円
合 計	39百万円

2-6. 銀行業を営む連結子会社が為替決済等の担保に供している資産

有価証券	27,983百万円
差入保証金	25,666百万円
合 計	53,649百万円

2-7. 営業貸付金

金融サービス業を営む連結子会社の営業債権であります。

2-8. 銀行業における貸出金

銀行業を営む連結子会社の貸出金であります。

2-9. 貸出コミットメント

(1)金融サービス業又は銀行業を営む連結子会社は、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務等を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	8,709,490百万円
貸出実行額	565,140百万円
差引：貸出未実行残高	8,144,349百万円

なお、上記には、流動化の対象とした債権に係る金額を含んでおります。

また、当該貸出コミットメント契約においては、借入人の資金用途、信用状態等に関する審査が貸出の条件となっているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

(2)銀行業を営む連結子会社の当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、29,719百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が5,433百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約

の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当該連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

2-10. 保証債務等

(1)債務保証 111,515百万円

主に、連結子会社が営む一般顧客向け信用保証業務に係るものであります。

(2)経営指導念書等

当社は、一部の関連会社の資金調達に関連して、各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関等に対して差入れております。なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第61号）に基づく保証類似行為に該当するものではありません。

[連結]

3. 連結損益計算書に関する注記

3-1. 売上総利益

売上高から売上原価を控除した金額であります。

3-2. 営業総利益

営業収益合計から営業原価合計を控除した金額であります。

3-3. 固定資産売却益の主な内訳

物件名	金額 (百万円)
イオンモールつくば	7,125
イオンモール成田※	4,028
イオンモール春日部※	2,845
その他	8,582
合計	22,582

※「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会 最終改正平成26年11月4日 会計制度委員会報告第15号)に基づき、一部の特定目的会社を活用した不動産の流動化において、前連結会計年度に金融取引として会計処理していたものが、当連結会計年度に売却の認識の要件を満たしたことにより計上されたものであります。

3-4. 減損損失

当社及び連結子会社は、当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1)減損損失を認識した資産グループの概要

①GMS事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	北日本	23	2,529
		関東	104	7,708
		中部	20	2,658
		西日本	38	2,810
遊休資産	土地	中部	1	0
合計			186	15,707

②SM事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	北日本	65	1,265
		関東	451	8,808
		中部	93	893
		西日本	209	4,416
	建物等	中華人民共和国	47	213
		大韓民国	318	407
遊休資産	土地及び建物等	西日本他	21	332
合計			1,204	16,337

③ドラッグ・ファーマシー事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	北日本	1	28
		関東	34	780
		中部	33	869
		西日本	39	451
合計			107	2,130

④総合金融事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	北日本	1	4
		関東	8	10
		中部	8	21
		西日本	8	15
合計			25	52

⑤ディベロッパー事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	北日本	2	1,465
		関東	7	4,418
		中部	1	2
		西日本	5	2,288
合計			15	8,173

⑥サービス・専門店事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	北日本	74	454
		関東	288	2,278
		中部	104	596
		西日本	178	1,071
	建物等	中華人民共和国	17	92
		マレーシア	1	7
		タイ王国	7	151
	台湾	14	16	
合計			683	4,669

⑦国際事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	中華人民共和国	6	413
		マレーシア	13	848
合計			19	1,261

(4)資産のグルーピングの方法

当社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、また遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。

(5)回収可能価額の算定方法

当社及び連結子会社は資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、土地については不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準または固定資産税評価額等を基に算定した金額により、その他の固定資産については取引事例等を勘案した合理的な見積りにより評価しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを主として1.9%～10.0%で割り引いて算定しております。

(2)減損損失の認識に至った経緯

店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスまたは継続してマイナスとなる見込みである資産グループ及び、遊休状態にあり今後使用目処が立っていない資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3)減損損失の金額

種類	金額 (百万円)
建物及び構築物	32,324
土地	2,366
工具、器具及び備品	8,713
リース資産	2,276
その他※	2,652
合計	48,332

※その他には、無形固定資産、投資その他の資産の「その他」に含まれている長期前払費用を含んでおります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

4-1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式	普通株式	871,924	-	-	871,924	
自己株式(うち従業員持株ESOP信託)	普通株式	33,734 (3,380)	15 (-)	1,403 (1,317)	32,347 (2,062)	注1、2、3

注1：当連結会計年度増加自己株式数は、単元未満株式の買取りによるものであります。

注2：当連結会計年度減少自己株式数は、従業員持株ESOP信託における株式売却、新株予約権の行使によるもの及び単元未満株式の買増請求に伴う売渡によるものであります。

注3：当連結会計年度末株式数には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式を含めて記載しております。

4-2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

(1-1) 2017年4月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 12,624百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 15円
- ④基準日 2017年2月28日
- ⑤効力発生日 2017年5月1日

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式(2017年2月28日基準日：3,380,600株)に対する配当金が含まれております。

(1-2) 2017年10月4日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 12,624百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 15円
- ④基準日 2017年8月31日
- ⑤効力発生日 2017年10月25日

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式(2017年8月31日基準日：2,693,300株)に対する配当金が含まれております。

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2018年4月11日開催の取締役会において、次の議案を付議します。

普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 12,625百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 15円
- ④基準日 2018年2月28日
- ⑤効力発生日 2018年5月1日

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式(2018年2月28日基準日：2,062,800株)に対する配当金が含まれております。

4-3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度末株式数(千株)
第1回新株予約権	普通株式	9
第3回新株予約権	普通株式	11
第4回新株予約権	普通株式	4
第8回新株予約権	普通株式	27
第9回新株予約権	普通株式	28
第10回新株予約権	普通株式	46
第11回新株予約権	普通株式	63
第12回新株予約権	普通株式	33
第13回新株予約権	普通株式	34
第15回新株予約権	普通株式	25
合 計		284

5. 金融商品に関する注記

5-1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、GMS事業（総合スーパー）を核とした小売事業を中心として、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を複合的に展開しています。これらの事業を行うため、資金運用については、主として安全性の高い定期性預金等の金融資産に限定し、資金調達については、銀行借入等による間接金融のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、株式発行、債権流動化による直接金融によっております。

また、総合金融事業を営む連結子会社はクレジットカード、住宅ローン、個品割賦等の各種金融サービス事業を行っており、銀行業を営む連結子会社では、有価証券等の運用業務も行っております。

当該事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案して、顧客からの預金、金融機関からの借入、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化等によって資金調達を行っております。また、一時的な資金の過不足に対応するため、短期市場での資金運用及び資金調達を行っております。なお、一部の連結子会社は在外子会社であり外貨ベースで事業を行っております。

このように、総合金融事業は主として金利変動、為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動によるリスクを管理するために資産及び負債の総合的管理（ALM：アセット・ライアビリティ・マネジメント）を実施しております。

当社グループにおけるデリバティブ取引は、主として、資金調達に伴う金利変動リスクや為替変動リスク、事業活動上生じる金融取引の市場リスクを回避すること等の目的で行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は主として業務上の関係を有する会社の株式であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。

銀行業における有価証券は、外国証券及び債券・

株式等であり、それぞれ発行体等の信用リスク及び市場リスク等に晒されております。

銀行業における貸出金及び営業貸付金は、主として個人及び事業者に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、主に1年以内の支払期日であります。

なお、外貨建の営業債権及び債務は為替の変動リスクに晒されております。

銀行業における預金は、銀行業を営む連結子会社の顧客からの預金であり、金融情勢の変動や一定の環境下で当該連結子会社が市場を利用できなくなる場合や財務内容の悪化などにより、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクをはじめ、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

短期借入金、コマーシャル・ペーパー、長期借入金及び社債は主に営業取引、設備投資及び株式取得に係る資金調達であります。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しておりますが、返済時期又は償還時期を分散させることにより流動性リスクの回避を図っております。

デリバティブ取引は、主として、外貨建債権債務の為替変動のリスクを回避するための先物為替予約取引及び通貨スワップ取引や短期借入金、長期借入金、社債及び市場性のある債券に係る金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引及び金利オプション取引を行っております。デリバティブ取引は、取引先の契約不履行による信用リスクを有しております。なお、デリバティブ取引のヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、当社グループ規定に従い、受取手形及び売掛金等の営業債権について、営

業部門及び経理財務部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券のうち、時価のない株式等については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

総合金融事業を営む連結子会社は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、適切な与信審査・管理を行うことにより信用リスク管理を行っております。これらの与信管理は、審査部門が新規与信実行時及び実行後に継続的に信用状況を把握するとともに、債権管理部門において分析・研究を行い審査部門と連携することにより実施しております。また、リスク量として主にバリュー・アット・リスク（過去のデータ等に基づき、今後の一定期間において、特定の確率で保有する金融商品に生じる損失額の推計値。以下「VaR」という。）を計測し、定期的に内部統制推進委員会及び取締役会に報告しております。

差入保証金の一部については、抵当権、質権を設定するなど保全措置を講じております。

デリバティブの利用にあたっては、取引金融機関を国際的に信用の高い相手先に限定し、かつ取引契約締結額も相手先の信用状況を常時把握していることから、信用リスクはほとんどないと判断しております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、借入金及び社債等に係る支払金利の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用しております。また、外貨建営業債権及び債務に係る為替変動リスクを回避する目的で、先物為替予約を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、市場動向、時価及び発行体（取引先企業）の財務状況等を定期的にモニタリングして経営陣に報告するとともに、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規定に基づき、担当執行役又は担当取締役の承認後、所管部署が実行と残高の把握及び管理を行っております。

総合金融事業を営む連結子会社は、市場リスクに関する管理諸規程に従い、リスクの所在、規模等を把握し、適切な市場リスク管理を行うとともに、管理状況等を定期的に内部統制推進委員会に報告しております。市場リスク管理に係る体制としては、収益部門から独立したリスク管理の組織・体制を整備することにより、業務上の相互牽制を確保しています。また、原則保有する全ての金融商品について市場リスクに関する定量的分析を行っており、主にVaRを用いて市場リスク量を管理しております。具体的には、VaRが取締役会等で決議したリスク限度額（資本配賦額）を超過しないよう市場リスクをコントロールしております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

総合金融事業を営む連結子会社は、継続的なキャッシュ・フローのモニタリングを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等により、流動性リスクを管理しております。また、銀行業を営む連結子会社は、流動性リスク管理として、支払準備資産保有比率および資金ギャップ枠を設定し、リスク管理部が日々モニタリングを行い、その結果を定期的に内部統制推進委員会及び取締役会に報告しています。また、運営にあたっては資金効率を考慮しつつも流動性確保にウェイトを置いた管理を行っております。

(4)総合金融事業における市場リスクの定量的情報等について

総合金融事業を営む連結子会社における金利リスクについては、分散共分散法（保有期間240日、観

測期間1年、信頼区間99%値）によりVaRを計測しており、2018年2月28日現在の金額は1,664百万円であります。なお、海外子会社ならびに一部国内子会社については、当該影響額が限定的であることから、金利リスクの計測は実施しておりません。金利リスク以外の有価証券価格変動リスクについては、モンテカルロシミュレーション（保有期間3ヶ月、観測期間5年、信頼区間99%値）によりVaRを計測しており、2018年2月28日現在の金額は33,877百万円であります。

ただし、当該影響額は、過去の相場等の変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(5)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該時価が異なることもあります。また、「5-2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

5-2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年2月28日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（注2）をご参照下さい。）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	918,053	918,053	—
(2)受取手形及び売掛金 貸倒引当金等(※1)	1,292,103 △44,881		
	1,247,221	1,250,160	2,938
(3)有価証券			
その他有価証券			
①銀行業における有価証券	203,236	203,236	—
②銀行業における買入金銭債権	5,183	5,183	—
③その他	346	346	—
	208,766	208,766	—
(4)営業貸付金 貸倒引当金(※1)	347,829 △25,259		
	322,569	335,050	12,481
(5)銀行業における貸出金 貸倒引当金(※1)	1,819,681 △4,712		
	1,814,968	1,874,946	59,977
(6)投資有価証券			
関係会社株式	66,784	91,431	24,646
その他有価証券	157,115	157,115	—
	223,900	248,547	24,646
(7)差入保証金 (1年内償還予定分を含む) 貸倒引当金(※1)	419,327 △3,303		
	416,023	413,296	△2,726
資産計	5,151,503	5,248,821	97,317
(1)支払手形及び買掛金	906,195	906,195	—
(2)銀行業における預金	3,007,289	3,013,639	6,349
(3)短期借入金	332,486	332,486	—
(4)コマーシャル・ペーパー	81,049	81,049	—
(5)社債 (1年内償還予定分を含む)	507,915	512,794	4,879
(6)新株予約権付社債	29,948	32,703	2,755
(7)長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	1,298,875	1,300,848	1,973
(8)長期預り保証金 (1年内返済予定分を含む)	271,075	270,805	△269
負債計	6,434,835	6,450,524	15,688
デリバティブ取引(※2)	△13,081	△13,081	—

(※1) 受取手形及び売掛金、営業貸付金、銀行業における貸出金及び差入保証金に係る貸倒引当金並びに割賦利益繰延(流動負債)を控除しており

ます。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法
資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、金融サービス業を営む連結子会社の売掛金の時価は、営業債権の種類及び期間に基づく区分ごとに信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリー・レートに債権の回収コスト(経費率)を加味した利率で割り引いて算定しております。

(3)有価証券、(6)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券及び買入金銭債権は取引所の価格、取引金融機関等から提示された価格又は経営陣の合理的な見積りにより算定された価額によっております。

(4)営業貸付金

営業債権の種類及び期間に基づく区分ごとに信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリー・レートに債権の回収コスト(経費率)を加味した利率で割り引いて算定しております。

(5)銀行業における貸出金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高

を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額によっております。

(7)差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価額によっております。

負債

(1)支払手形及び買掛金、(3)短期借入金、(4)コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)銀行業における預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）によっております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)社債、(6)新株予約権付社債

当社及び一部の連結子会社が発行する社債の時価については、市場価格に基づき算定しております。

(7)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金で金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8)長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、契約期間に基

づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格又は経営陣の合理的な見積りにより算定された価額等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等	13,667
信託受益権	14,918

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び(6)投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

6-1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、全国主要都市を中心に賃貸商業施設等を有しております。

6-2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)
1,000,532	1,452,068

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）又は鑑定会社より鑑定評価書を取得し算定した金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,371円60銭
1株当たり当期純利益金額	29円23銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	28円75銭

(注) 算定上の基礎

親会社株主に帰属する 当期純利益	24,522百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益	24,522百万円
普通株式の期中平均株式数	838,844,483株
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に用 いられた親会社株主に帰属 する当期純利益調整額	△392百万円
普通株式増加数	330,214株
(うち新株予約権)	(330,214株)

普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に従業員持株ESOP信託が保有する当社株式2,062,800株を含めております。なお、当該信託が保有する当社株式の期中平均株式数は、2,749,177株であります。

8. 重要な後発事象

連結子会社による社債の発行

当社の連結子会社であるイオンモール(株)は、無担保社債を発行いたしました。

その概要は次のとおりです。

(1) 社債の名称	イオンモール株式会社第14回無担保社債(社債間限定同順位特約付)
(2) 社債の総額	30,000百万円
(3) 各社債の金額	1百万円
(4) 利率	0.39%
(5) 社債の発行価格	各社債の金額100円につき金100円
(6) 発行日	2018年3月7日
(7) 償還の方法及び償還期限	2023年3月7日に一括償還
(8) 担保の内容	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。
(9) 資金の用途	コマーシャル・ペーパー償還資金、借入金返済資金の一部に充当する方針であります。

■ 計算書類

● 株主資本等変動計算書 (2017年3月1日から2018年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金(注)	利益剰余金合計		
2017年3月1日残高	220,007	316,894	316,894	11,770	133,526	145,296	△40,645	641,553
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△25,249	△25,249		△25,249
固定資産圧縮積立金の取崩高					-	-		-
当期純利益					16,941	16,941		16,941
自己株式の取得							△27	△27
自己株式の処分					△10	△10	1,775	1,764
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△8,318	△8,318	1,747	△6,571
2018年2月28日残高	220,007	316,894	316,894	11,770	125,207	136,977	△38,897	634,982

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
2017年3月1日残高	47,769	△1,467	46,301	361	688,217
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△25,249
固定資産圧縮積立金の取崩高					-
当期純利益					16,941
自己株式の取得					△27
自己株式の処分					1,764
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	25,793	237	26,031	△48	25,982
事業年度中の変動額合計	25,793	237	26,031	△48	19,410
2018年2月28日残高	73,562	△1,229	72,333	313	707,628

(注) その他利益剰余金の内訳

	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2017年3月1日残高	4,596	95,500	33,429	133,526
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△25,249	△25,249
固定資産圧縮積立金の取崩高	△111		111	-
当期純利益			16,941	16,941
自己株式の取得				
自己株式の処分			△10	△10
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	△111	-	△8,207	△8,318
2018年2月28日残高	4,485	95,500	25,221	125,207

●個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式
……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

……決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

……移動平均法による原価法

②デリバティブ

……時価法

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

……経済的耐用年数に基づく定額法
各資産別の耐用年数として以下の年数を採用しております。

建 物

(事 務 所) 30～50年

(建物附属設備) 2～18年

構 築 物 2～44年

工具、器具及び備品 2～20年

②無形固定資産

……定額法

③長期前払費用

……定額法

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

……債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

……従業員及びパートタイマーに支給する賞与に備え、支給見込額のうち当事業年度に負

担する金額を計上しております。

③退職給付引当金 (前払年金費用)

……従業員の退職給付に備え、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当事業年度末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用(0百万円)として、固定資産の投資その他の資産「その他」に含めて計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

④投資等損失引当金

……関係会社等に対する投資等に伴う損失に備え、当該会社の実情を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

(4)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②ヘッジ会計の方法は次によっております。

ヘッジ会計の方法

……原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

為替予約 ……外貨建金銭債権債務

金利スワップ ……借入金及び社債

ヘッジ方針

……為替予約は為替変動リスクを回避する目的で、また、金利スワップは金利変動リスク

を回避する目的で行っております。なお、デリバティブ取引については管理規定に基づき、担当執行役の承認を得て行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

……ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

③退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

④消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

(5)追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(従業員持株ESOP信託に関する会計処理方法)
連結計算書類に当該注記をしております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額

17,403百万円

(2)保証債務等

①債務保証

(単位：百万円)

被保証者	保証金額	保証債務の内容
DONG HUNG INTERGRATION DEVELOPMENT COMPANY LIMITED	163	被保証者の債務は金融機関よりの借入等である。
計	163	

②債務保証予約

(単位：百万円)

被保証者	保証金額	保証債務の内容
やしろ商業開発(株)	170	被保証者の債務は金融機関よりの借入等である。
新商業都市(株)	115	
計	285	

③経営指導念書等

主要な関係会社の資金調達に関連して、各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関等に対して差入れております。なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第61号)に基づく保証類似行為に該当するものではありません。

(3)関係会社に対する金銭債権債務額 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権額 17,456百万円
長期金銭債権額 925百万円
短期金銭債務額 94,718百万円

(4)預り金

当社は、関係会社の余裕資金の有効活用を目的とし、一部の関係会社との間で金銭消費寄託契約を締結しております。当該契約により寄託された金額(期末残高91,540百万円)を預り金に計上しております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 63,050百万円

営業取引以外の取引高 12,781百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
自己株式	普通株式	33,652	15	1,403	32,265	注1、2、3

(注1)：当期末株式数には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株2,062千株を含めて記載しております。

(注2)：当期増加自己株式数は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(注3)：当期減少自己株式数は、従業員持株ESOP信託における株式売却、新株予約権行使によるもの及び単元未満株式の買増請求に伴う売渡によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

①流動の部

繰延税金資産

賞与引当金 49百万円

未払事業税 338百万円

未確定債務 75百万円

その他 3百万円

繰延税金資産合計 467百万円

②固定の部

繰延税金資産

有形固定資産 10百万円

貸倒引当金 50百万円

投資有価証券及び関係会社株式 47,427百万円

投資等損失引当金 32,615百万円

繰延ヘッジ損益 539百万円

その他 333百万円

繰延税金資産小計 80,976百万円評価性引当額 △56,241百万円繰延税金資産合計 24,735百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金 △1,964百万円

グループ法人税制に基づく △5,736百万円

投資有価証券売却益

その他有価証券評価差額金 △32,042百万円繰延税金負債合計 △39,743百万円繰延税金負債の純額 △15,007百万円

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率 30.7%

(調整)

受取配当金等一時差異ではない項目 △34.9%

評価性引当額の増減 25.9%

子会社清算に伴う繰越欠損金引継 △2.8%

その他 0.3%

税効果会計適用後の法人税等の 負担率 19.3%

6. 関連当事者との取引に関する注記

区分	種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社及び関連会社等	子会社	イオンリテール(株)	所有直接 100.00	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取 (注1)	297,637 2,976	短期貸付金 未収収益	280,275 684
		イオンダイエー(株)	所有直接 100.00	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取 (注1)	29,173 291	短期貸付金 未収収益	37,700 83
		イオンマーケット(株)	所有直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取 (注1)	27,033 270	短期貸付金 未収収益	27,650 69
		イオンアビス(株)	所有直接 100.00	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取 (注1)	16,425 242	短期貸付金 未収収益	15,500 58
		イオンディライト(株)	所有直接 11.62 間接 46.11	消費寄託契約 役員の兼任	消費寄託契約に基づく 預り金 利息の支払 (注3)	37,327 22	預り金 未払費用	32,000 6

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は期中の平均残高を記載しております。
- (注2) ロイヤルティの受取については、当社の基準に準拠し決定しております。
- (注3) 消費寄託契約による資金の預りは、関係会社の余裕資金の有効活用を目的としており、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 842円38銭
- (2) 1株当たり当期純利益 20円19銭
- (注) 連結注記表 7. に記載の1株当たり情報に関する注記に記載の通り、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式を、控除する自己株式に含めております。